平成29年第4回足寄町議会定例会議事録(第2号) 平成29年12月13日(水曜日)

◎出席議員(13名)

1番 熊 澤 芳 潔 君 2番 榊 原 深 雪 君 3番 多治見 亮 一 君 4番 木 村 明 雄 君 6番 前 田 秀 夫 君 5番 川 上 初太郎 君 田利正文君 8番 高 道 洋 子 君 7番 孝 道 君 髙 橋 健 一 君 9番 10番 星 11番 髙 橋 秀 樹 君 12番 井 脇 昌 美 君 13番 吉 田 敏 男 君

◎欠席議員(0名)

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長 安久津 勝 彦 君 足寄町教育委員会教育長 藤 代 和 昭 君 足寄町農業委員会会長 齋 藤 陽 敬 君 足寄町代表監査委員 川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

町 渡辺俊 副 長 一君 総 務 課 長 大 野 雅 司 君 長 課 福 祉 丸 山 晃 徳 君 長 松野 住 民 課 孝 君 村 田 善 映 君 経 済 課 長 建 設 長 増田 徹 君 課 国民健康保険病院事務長 川島英明君 会 計 管 理 者 佐々木 雅 宏 君 大竹口 孝 幸 君 消 防 課 長

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育 次長 沼田 聡君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上 田 利 浩 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

 事 務 局 長 櫻 井 保 志 君

 事 務 局 次 長 横 田 晋 一 君

 総 務 担 当 主 査 西 岡 潤 君

◎議事日程

日程第 1 請願第1号 平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書(総務産業常任

委員会) < P 3 >

日程第 2 一般質問 < P3~P51>

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長(吉田敏男君) 皆さん、おはようご ざいます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

〇議長(吉田敏男君)議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長(榊原深雪君) 議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成29年12月13日第4回定例会、1 2月8日に開催されました、議会運営委員会 の協議の結果を報告します。

本日は、最初に12月5日の本会議において、総務産業常任委員会に付託いたしました、請願第1号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(吉田敏男君) これにて、議会運営 委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第1 請願第1 号平成30年度畜産物価格決定に関する請願 書の件を議題といたします。

本件における、総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における、委員長の報告は採択です。これで、委員長の報告を終わります。

これから、請願第1号平成30年度畜産物 価格決定等に関する請願書の件を採決をいた します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長(吉田敏男君) 日程第2 一般質問 を行います。

順番に発言を許します。

9番髙橋健一君。

(9番髙橋健一君 登壇)

○9番(髙橋健一君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうの質問事項は二つです。

一つ目、本年度、町にかわって自治会事業 として開催された敬老会について。

1、今まで敬老会はどのような趣旨で、またどのような方法で実施されてきたのかをお伺いしたい。

2、ことしから敬老会が各自治会の手に委ねられたのはなぜかお伺いしたい。

3、今回、敬老会を開催した自治会の数、 実施率をお伺いしたい。

4、今回の敬老会の実施に当たり、市街地区の住民から「隣の自治会では敬老会があったが、自分のところはなかった。」「自分のところは自治会がないので敬老会がなかった。これは不公平ではないか。」の意見を耳にしましたが、このような声は役場には届いていなかったのかをお聞きしたい。

5、今後の敬老会の開催に当たっては、足 寄町民ファーストの考えに立って、もう一度 初心に戻って立案するのが賢明と思います が、町長の考えをお伺いしたい。

よろしくお願いします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。 ○町長(安久津勝彦君) 髙橋健一議員の敬 老会についての一般質問にお答えをいたしま す。 まず町にかわって自治会事業として開催された敬老会についてという件名となっておりますが、これまで町が主催して敬老会を開催した実績はなく、従来から敬老思想の高揚等を図る目的で自治会等が敬老会を開催した場合に、敬老会開催に必要な経費に対しまして、支援を行ってきたものであることを御理解願います。

1点目の敬老会の開催趣旨と実施方法についてですが、敬老会はもともと自治会等が地域の高齢者等の長寿のお祝いと地域社会に貢献いただいた労をねぎらうことを目的に開催されており、市街地区においては足寄町商工会女性部、下愛冠地区自治会連合会、旭町3・4丁目自治会により開催され、農村部では単位自治会や連合自治会等により、多くは75歳以上の方々を敬老会にお招きして開催されていました。

町は自治会等が敬老会を開催した場合に、 開催経費に対し、予算の範囲内で敬老会開催 費交付金を交付しているところであります。

2点目のことしから敬老会が自治会の手に 委ねられたのはなぜかについてですが、平成 28年11月に、これまで市街地区で敬老会 を主催していただいておりました商工会女性 部から、対象者が増加し町民センターに収容 できなくなったことや利用者の安全確保の課 題などから、平成29年度以降の開催が困難 であるというお話がありました。そこで、商 工会女性部の申し出について、自治会連合会 役員会等で説明をし、一定の御理解を得た上 で、商工会女性部が敬老会開催を担っていた 39自治会に、商工会女性部による敬老会の 開催が困難になった状況と敬老会開催費交付 金を活用した敬老会の開催につきまして、そ れぞれの自治会等で時期や開催方法などを含 めた御検討をお願いしたものであります。

3点目の今回敬老会を開催した自治会の数、実施率についてですが、平成29年12月11日現在、交付金の申請を受理した自治会は24団体620名で、交付金対象見込み者数の約40%でありますが、敬老会は開催

済みであるが交付金の申請手続を行っていない自治会や新年会等に合わせて敬老会を開催する自治会等もあり、今後申請数は伸びるものと考えております。

なお、平成28年度の交付金を利用した敬 老会の開催実績は、18団体、1,221名 となっております。

4点目の敬老会が開催されていない自治会等があって不公平ではないかという声は届いていなかったかとの御質問ですが、そのような御意見やお問い合わせを直接的・間接的にお受けしておりますが、町としましては、自治会や地域の方々による敬老会の開催を全町に広げたいと考えており、お問い合わせには今回の経緯と自治会等による交付金を活用した開催の御検討をお願いしたいとお伝えをしているところでございます。

敬老会の開催は、敬老思想の高揚、高齢者と地域のつながりの深まり、地域による高齢者支援を考える機会等が期待できる貴重な取り組みであると考えており、改めて敬老会開催にかかわる町の支援や自治会等による敬老会の開催方法等に関する情報提供を行いたいと考えております。

5点目の今後の敬老会の開催に当たっての 再考についてですが、現在町では長寿を祝福 するとともに社会貢献した労をねぎらう事業 として、77歳、88歳、99歳の方々に敬 老祝い金の贈呈事業を実施しており、敬老会 につきましては、自治会等地域の方々がその 地域の高齢者の労をねぎらい、その地域で交 流していただくための主体的な活動に対し て、引き続き側面から支援をしていきたいと 考えております。

今後も敬老思想の高揚等を図るために、交付金制度や敬老会開催方法の啓発などを行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、髙橋健一議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

- O議長(吉田敏男君)
 再質問を許します。

 9番。
- ○9番(髙橋健一君) いや、驚きました。

まさか主体が足寄町でないことを聞いて、今びっくりしたのですけれども、私はてっきり足寄町が主体となって敬老会を行っていたと思いましたので。確かにうちの自治会にも、福祉課長の名前で、ことしの敬老会は自治会主体でやりますよという、そういうような連絡を受けてますよね。何か逃げているのではないかという、そんな感じもするのですけれども。

それで、やはりある程度町が決めてやらなければ、敬老会などもうほとんどこれから不可能になってくるのではないのですかね。自治会活動もそうなのですけれども、ある程度役場が動いてくれなければ、あんたら、自治会活動も敬老会もあんたら自分たちでやりなさいと、そういうことでは何か先行きがちょっと怪しい。やっぱり役場に対する不信感も出てくるのではないかと、私はそれを心配しています。

やはりある程度そういう、何というのかな、青写真を役場がつくって、そしてみんなで話し合っていこうという、そういう姿勢が大事なのではないですか。だから結局来年度どうなるかと、わかりませんということと同じですよね。私は少しきょうは期待をしてやってきたのですけれども。

例えば来年度の敬老会、今みんな年寄り、 自分が年寄り扱いされるのが嫌だから、そん なの、敬老会なんかやめたほうがいいのでな いかと、それも一つの一案かもしれないです けれども、前に戻ってですね、前に戻って、 たくさん75歳以上の年齢の方が多くなって きたから2回に分けるとか、それからまたは 不公平感がないように、とにかく今回は町の 人たちの不公平感なのですよね。うち全然呼 ばれてないよとか、うち無視されてるよと か、そういうのが多かったものですからね。 それなら全員に、75歳以上全員に何か景品 を差し上げる、記念品を差し上げるとか、そ ういうことも大事ではないかと。

私はすごく今回期待していたのは、いわゆる小池都知事流ではないですけれども、いろ

いろなものを合わせてアウフへーベンして、 そして何かみんながどっきりするようなすば らしい何か案が出てくるのではないかと思っ て、町長に期待していたのですけれども、残 念ながらそういうのはありませんでした。

今後に、今後はどういうふうに、それでは 町としてアドバイスしていくのか。来年度の 敬老会がすごく心配ですけれども、それは完 全にほかのところに任せて終わりということ になるのですか。それをちょっとお聞きした い。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。○福祉課長(丸山晃徳君) 答弁させていただきます。

まず現在の商工会の女性部で担っていただいた地区39地区のうち、既に補助金、交付金の申請をしていただいているところは14地区。ちなみに、答弁書にもございますが、これから新年会等に合わせて実施する自治会等もございまして、ちなみに昨年では33の交付申請がありまして、そのうち12月現在までに申請がされたものが15ということで、まだ昨年でも半分以下の、12月時点では申請になっております。多くは新年会では申請になっております。多くは新年会でいないというような、まず状況です。

議員さんがおっしゃるような住民ファース トという観点から町がどう考えるかというこ とでございますけれども、この今回の交付金 の、既にそれぞれの自治会、自治会連合会で やっている団体もございますし、商工会の過 去の戦後、昭和二十数年くらいから女性の特 殊の団体からやられていたものを商工会女性 部が引き継いで今までやっていただいたとい うところで、その39団体のうちもう既に1 4団体がやられている。住民ファーストとい うのが大きな話になりますけれども、全てを 公助、公のものがお膳立てをしなければいけ ないのか、それからまずは自助で、この敬老 会というのはまさしく互助であり共助のもの だというふうに私どもは考えておりまして、 その自治会の活動ですとかという部分でなか

なか機能してない自治会等もありますけれど も、私ども福祉課としては、この交付金使い 勝手のいい交付金だと思ってます。高齢者の 人が参加した数、御案内した数によって単価 が町から2,500円、社会福祉協議会から は今は500円で、計3,000円の交付金 が出ますので、そこでもう既にやっている自 治会というのはもういろいろな工夫を凝らし て新年会でやったり独自でやったり、あと聞 くところによっては料亭というかお食事会を やってお祝いをしたり、あと温泉に行ったり とか、いろいろな仕組みでやっているところ があって、もう既にやっている地域からいう と、それはそれぞれの自治会に任せたほうが いいのではないか。それぞれの自治会でやる のがいいのではないかというお声もあります し、お祝いをされてない高齢者の方からとっ たら何で俺らがお祝いされてないのだという ところで不公平というのはまさしくそうかと 思いますけれども、今回の機会を自治会なり の活動をするあるいいきっかけとして捉えて いただいて、私ども福祉課もお手伝いをしま すし、また自治会の活動という部分で言えば 住民課ともお手伝いして、ちょっと話が飛び ますけれども、お葬式もできないような自治 会があっていいのかというような部分であっ たり、敬老会ができない自治会があっていい のかというところもあるかと思いますので、 そういうところも含めてまず地域のほうで考 えていただいて、これでは無理だよ、何が無 理なのだというところからいろいろと意見交 換をして、今はこのフレームの中で進めたい というように考えております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(髙橋健一君) 足寄町が2,500 円助成しているわけですよね、補助金を出し ているわけですから、足寄町民はみんなこれ 敬老会は町の事業だと思っているのではない でしょうかね。私も思ってましたけれども。 その中でやっぱり不公平感がたくさん出てき たと。

確かに私のところも福祉課長のほうから、 これいつですかね。随分早くに敬老会開催は 自治会にお願いしますよという連絡が丸山課 長から文章届いてますけれども。私のところ も、あっ、これは町が自治会に振ってきたぞ と、敬老会、一生懸命やらなければいけない と、大変だなと思いながら、私の東3区自治 会は花見のときに一緒に合わせて敬老会やり ました。皆さん協力してくれて、高齢者の方 も喜んでくれて、ああ、終わった、無事に終 わった、よかったなって、そこで済むかと 思ったらそうはいかなかったのです。ほかの 自治会の方から、あんたのところどうやって やったのとか。もっと具体的に言いますと、 はるにれ団地の方から、うちは自治会がない のだと。それも旭町から移動してきた人たち がまだ11世帯あるわけですけれども、その 人たちがどうしたらいいのか、戸惑っている のですよね。だから私のところに連絡が来た から、まだ自治会もできてないのだけれど も、敬老会やっていただけるのだろうか、町 の方がやってくれるのだろうかという人いま したからね、大丈夫ですよと、町のほうに連 絡してくださいと、私うそ言ってしまったら しいのですけれどもね。その旨伝えたのです よね。だけれどもその後、後で確認したとこ ろ、そこの敬老会は開催されていません。

そして、自治会も88自治会あるのですよ。それで実施率が40%、これならやらないほうがいいのではないかと思いますよね。せっかく今まで例年町民センターに集まって、みんな楽しみにしている。お年寄りも後の方が集まってらっしゃるのですよね。その中で実施されてきた。せっかくのそれ、楽しみにしてことし新しく変わったから大変だったのかもしれないですけれども、ちょっとがったかりしたよと。急に何か気持ちが沈んでしまったかりしたよと。急に何か気持ちが沈んですまよれ。それに対してどのような責任を感じるのか、感じないのかわかりませんけれども、そ

れも含めて、来年度ですね、来年度どういう ふうな指導をしていくのかをお伺いしたいの ですけれども、よろしく。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(丸山晃徳君) 答弁させていた だきます。

ちなみに今の40%というのは12月11 日現在ということで、これからの啓発の仕方、また自治会との御相談の仕方、まだやってない自治会とのこちら、これからの働きかけなり、例示としてこんなやり方もありますよというような形でやればもう少し伸びるでしょうし、そういうこともやらなくてもまだ、もう既にやっている自治会や、もう1月にやる自治会もあるので、ちょっとパーセントは何とも言えませんけれども、去年よりは当然落ちるかというところは、未実施がほぼ、できないような団体もあるかというところでございます。

通知としましては、29年1月27日、2 9年1月27日の自治会回覧で御案内してま すけれども、自治会回覧では文章としまして は、これまで敬老会を開催していた自治会や 自治区連合会等への補助ということで、町が もともとやっていたとか何とかというのでは なくて、商工会ができません、できなくなり ましたと。もともと各団体ですとか、自治会 への補助というものを制度としてありますの で、御検討くださいという形で、まず前提と して町はそれぞれの地域なり団体がやってい た敬老会に支援をしていたというところが皆 さんにとっては、商工会がやっていたのだけ れども、それは町が委託していたのだろうと いうイメージがあるのかというところで、原 点に振り返って町がまたこの事業を、またと いうか商工会から引き継ぐかというと、その 考えは全く商工会のお話あったときもなく、 もう繰り返しになりますけれども、この機会 にいろいろな地域、それぞれの地域でそれぞ れの身近なところでお祝いをしていただくよ うな形で進めようという考えでございまし

て、ことしは過渡期だと思いますけれども、 できれば自治会活動の一環としてこの敬老会 をうまく使っていただくような、町としては 支援をしていきたいというところでございま す。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(高橋健一君) 何かだんだん、だんだんこの町民目線から離れていくような感じでちょっと寂しいのですけれどもね。やはりしっかり議論は尽くして、やるのならやる、やらないのならやらないという役場が判断してください。それでなかったら、町の人は納得いかないと思うのですよね。そういう形で来年度も、やはり今のような不公平感が残るような敬老会であれば私はもう賛成できない。

ぜひ、もう一回原点に立ち返ってもっとお 年寄りの意見をたくさんいっぱい聞いて、職 員の方もたくさんいらっしゃるのだから、コ ンピューターの画面ばっかり見てないで、自 分の目と耳と足があるのですから、それでど んどん、どんどん町へ出ていって、お年寄り の意見を聞いたもらいたいですね。そして、 お年寄りの方に本当に満足いくそういうよう な形、やる、やらないにしても、そういう形 で敬老会をまた考えていっていただきたい。

最後に町長のコメントをいただいて、ここ の質問を終了させていただきます。

よろしくお願いします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

先ほど来から福祉課長から答弁をさせていただいているところでありますけれども、従来の敬老会の開催の仕方と大きく変わったというのは市街地なのですよ。すなわち、市街地の自治会数でいくと、39自治会ですね。この39自治会にお住まいのお年寄りについては、商工会の女性部が長年敬老会を担っていただいたということなのです。

毎年私も案内いただいてますから参加をさ

せていただいてますけれども、もう町民セン ターもいっぱいになってしまう、だんだん、 だんだんお年寄りの数がふえてですね。それ とあとやっぱり広い範囲、39自治会ですか ら、町民センターまで来るときの、先ほども お答えしたとおり、事故だとかそういうこと も心配だよねと、器の問題ですよね。1カ所 に入り切れないという問題。それで商工会、 それからもっと言えば商工会の担っていただ いた女性部の皆さん方もこれまたお手伝いを いただく人員不足だとか、そういうことも相 まって具体的に、もう女性部でこれ担うのは ちょっと困難だという、こういうお話があっ たものですから、それで町としましては、連 合自治会の役員会などにもお諮りをしてほか の地区はそれぞれの単位自治会、あるいは連 合の自治会、私がいる下愛冠も連合自治会 で、単位でなくて連合自治会で開催をしてい るということもあるものですから、そういう 例も含めてぜひこれまで商工会女性部が担っ ていただいた分については、それぞれの自治 会で開催すべく検討協議をしてくれという問 題提起をさせていただいて、今年度実際に当 たっていただいたというようなことになって いるということでございます。

議員からは町が主催でというお話もいただきましたけれども、これはやっぱりまちづくりの一つの原点といいますか、これはやはり町がやるというよりも私の思いとしてはやっぱりそれぞれの地域で密着しているところで、やっぱり皆さんでお祝いをしていくということが私は将来のまちづくりにとっても極めて重要なことではないのかと、こんになふうに思っているところでございます。

それから先ほどお話いただいた新しく役場の北側に造成してます、はるにれ団地の関係、先日もちょっと報告受けました。実は自治会ができていない。議員がいる自治会のほうとの加入ということも検討したようでありますけれども、そこはやっぱり大所帯になってしまってそれは難しいという、こういう経過報告も受けましたから、これは町の住民課

住民活動係を中心に新たな自治会という形になるのか、線引きどこからするのかということも、区域をどこにするのかということも含めて、この点については町のほうも積極的にかかわって、一刻も早く自治会組織を立ち上げていくべく努力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、長寿をお祝いをするという敬老祝い金制度も、これはもういろいろ変遷をたどってますけれども、今現在は先ほどお答えしたとおり、節目節目に敬老祝い金を贈呈をしている。そして敬老会については、これはもう敬老の日という国というはしてもがあれているわけでありますから、これはやはりそれぞれの地域で、地域で密着した形の中で開催していただけるように引き続き私どものほうからも、それぞれの単位自治会に対する、あるいは連合自治会に対しても働きかけをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(髙橋健一君) やはり何事も役場の 人たちが動いてくれなければなかなか動かないという部分があるのですよね。だからそれをお願いしたい。役場は本当に人材の宝庫なのですから、そういう人たちが若いですしね、そういう人たちの活力をやはりまずは活用していただきたいと。そうすると、少しずつ動いてくるのではないか。全く、例えばはるにれ団地の場合はとまってしまっているのですね。全くとまってしまっているのですね。全くとまってしまっているのですね。全くとまってしまっている。突破口がないのですよね。だからその突破口をぜひ役場の職員の方々にお願いしたい。そこで私の1番目の質問を終了させていただきます。

2番目行きます。

二つ目です。二つ目の質問です。

道道植坂足寄停車場線、いわゆるそこの東 通です。東通の安全性について。

1、東通の全長は何メートルあるか。また、この東通に交差する町道は何本あるかを

お尋ねしたい。

2、この東通に交差する町道には、一時停止の道路標識が一つもありません。当然、信号機も横断歩道もありません。東通の東側にははるにれ団地があり、高齢者がこの東通を横断するときに大きな危険性を伴うことが予想されます。何かよい対策はないかをお尋ねしたい。

3、この地域で安全対策の不備に起因する 事故の報告はないか、お尋ねしたい。

4、ドライバーにとっても街路樹が視界を 遮り、安全性に問題があるとの指摘がありま す。この街路樹の撤去は考えられないか。

5、ぜひいま一度この機会に、東通の安全 性を検証し直して対策を講じていただきたい と考えますが、町長の見解をお伺いしたい と、よろしくお願いします。

〇議長(吉田敏男君)答弁、安久津町長。〇町長(安久津勝彦君)髙橋議員の2点目の質問にお答えをいたします。

道道植坂足寄停車場線、東通の安全性についてでございますが、1点目の東通の全長は何メートルあるか、またこの東通に交差する町道は何本あるかについてでありますが、東通は起点を足寄町北6条1丁目、国道242号の交点から終点を足寄町北1条4丁目、国道241号の交点とする総延長1,073.58メートルの都市計画道路であります。また、東通には、町道庁舎前通ほか10路線が交差をしております。

2点目の東通に交差する町道には一時停止 の道路標識、信号機や横断歩道もなく、高齢 者等が横断する際危険なため、何かよい対策 はないかについてでありますが、東通の整備 が完了し交通を開放するに当たり、本別警察 署と協議を行い、信号機や規制標識等の設置 を要望してまいりましたが、予算の都合上設 置されなかったものであります。

現在、沿道には多くの住宅が建ち並ぶほか、高齢者等複合施設や公営住宅が建設され、東通を整備した当時と比較すると、人の流れが変わっているほか、国道への迂回路と

しての利用により交通量も増加しております ことから、今後沿道の歩行者数等の交通状況 や高齢者施設等の立地条件等を注視をし、安 全対策について関係機関と協議をしてまいり たいと考えております。

3点目のこの地域で安全対策の不備に起因する事故の報告はないかについてでありますが、本別警察署から安全対策の不備を原因とする交通事故が発生したとの報告は受けておりません。

4点目のドライバーにとって、街路樹が視界を遮り安全性に問題があるので撤去できないかについてでありますが、町道から東通へ通行する際に運転者の視界を妨げていた街路樹16本を昨年7月に伐採したところであり、今後も交通安全上支障となった場合は、道路管理者である北海道と協議の上、適宜対応してまいります。

5点目のこの機会に東通の安全性を検証し直し、対策を講じていただきたいについてでありますが、現在沿道では障害者就労支援事業所や公営住宅はるにれ団地の建設が行われているほか、一般住宅の新築も予想されていることから、2点目の御質問でお答えしたとおり、周辺環境の動向を注視をしながら、道路管理者の北海道、さらには本別警察署等の関係機関との協議、検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、髙橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君)再質問を許します。9番。

○9番(高橋健一君) この質問に至りましたのも、私が所属する東3区自治会なのですけれども、この東3区自治会というのは実はこの東通、そこにある東通によって二つに分断されているのです。東通の西側に1班から6班、そして東側に7班、まさに国境の何か壁のような、そんな感じになって、それで交流するときにでも、よく我々の東3区自治会の中で話し合うのですけれども、あそこ通れないよね、大変だと、横断歩道もないし停止

線ひとつないのですよね。そして最近、うち の自治会の話し合いの中で出てくるのは、は るにれ団地の工事で大型ダンプがどんどん、 どんどん入ってくると。すごく危険じゃない かと。そして一番の悪玉は、一番悪いところ はどこかというと、ちょうど森林管理署のと ころですね、森林管理署と町道北3条通です か、そこが交差するところ、あそこは狭くて 本当に視界がよくない。それで、確かに東側 からあそこずっと東通横断しようと思うと、 あのでかい大きな東通が視界から消えるので すよね。まっすぐお寺のほうに、視線がまっ すぐお寺のほうの道に行ってしまうものです から、横が見えなくなって盲点になってしま う。それで、あそこが危ないよねという、皆 さんの車であそこ横断するときに感じるこ と、私も実際やってみたけれども、確かにあ の大きな東通が視界から消えてしまう。家も ありますしね。それで邪魔になっている部分 もあって、あそこが一番悪いという、そうい う話が出てきています。

実は私もきょうここに来るときに、あの東 通、通るのですけれども、カーブもあります し、ちょうど森林管理署のところから私出て くるのですけれども、横断するときに右左見 て行こうと思ったら車が来ると。そして何と か無事に横断しても、今はちょっと雪が積 もってますから、雪が積もって歩道に上がれ ない。私は車道の中で立ち往生してしまうと いう、そんな感じできょうやってまいりまし たけれども、いや、実際郵便局まで歩いてく ればいいのですよね。あそこに一つだけ横断 歩道ありますから、国道のところに。そこま で歩けばいいと思いますけれども、なかなか そういうことしないものですから、私も悪い のかもしれないですけれども、やはりどうし ても安全対策が問題になる。

町長おっしゃったように、お願いしているのだと。道のほうにもお願いしてますし、公安のほうにもお願いしているのかもしれないですけれども、ただお願いしているのだけではやらないことと同じではないかと。やっぱ

りもっと具体的にもうちょっと大きな働きか けをしなければいけないのではないかなと私 は思っているわけですよね。

ではどうやって公安を動かすのかと、公安 委員会をどうやって動かしたらいいのかとい う問題ですよね。私は大した頭がよくないで すから知恵もないのですけれども、この道路 を、今回一般質問することにおいても、 ちょっと歩いてみたのですけれども、いい道 路ですよね。郵便局歩いてきて役場があるの ですか、役場があって、そして今新しい障害 者の施設もできてますし、はるにれ団地が あってむすびれっじがあって、それからずっ と行きますと今度は森林管理署があって、九 州大学がある。何かまさに足寄町の中心地み たいな、いわゆるメーンストリートになる、 そういう通りではないかと思って感心して歩 いてました。そして、歩いていると、ジョギ ングされている方もいるし、それから犬の散 歩されている方もいると。そしてこの憎き街 路樹なのですけれども、雪が積もっていると 結構幻想的でいい感じなのですよね。上に電 線が走ってますから、あの電線から電気通っ てイルミネーションにしたらすばらしい道路 になるのではないか。そんなこと妄想しなが ら歩いてました。なかなかいい通りかもしれ ません。今どきですから、特に感じるのかも しれないのですけれども、あそこにサンタク ロースがこう、トナカイさんに引っ張られて あの辺そりで歩くと、何か幻想的でいい雰囲 気になるなと考えてました。

だから私、何を言いたいのかというと、あ そこもっと中心だよと、足寄町にとっても とっても中心の道路なのだから、公安の人た ちもちょっと見てきてと、道の人たちも見て ごらんなさいと、いいでしょうと。だけれど も、車も多いし安全も考えなければいけな い。そうしたら、そんなことになると、なか なかいいね、公安の人もここは、ではここに 停止線つけましょう、ここに標識つけましょ う、ではこの辺には横断歩道も必要なのでは ないかということで、そういうことで心を動 かすことによって、いろいろなものをつけてくれるのではないかと。

私も交通安全協会にいるのですけれども、 なかなかその交通安全協会の例会の中で話し ても、そうだよね、危ないよねで終わっって まうのです。さっきの町長と同じで、お願い しますよ、なかなか先に進まないのではんとに なかなか先に進まないのと上げ て、さあ、どうなんだと。こんなにすばら いよと、ちょっと見に来てと、公安の人生だら いでしょうと。だけれども、車も通るし年寄 りも多いし大変なのだからつけなきゃだい しょう、損だよというような形で持ってい しょう、相だよというような形で持ってい 大変なのではないと思いますけれども、 町長、私の意見どうでしょうか。今とっさ しくお願いします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) もう少し東通の経 過、この交通安全対策にかかわる経過、少し お話をさせていただきたいというふうに思う のですが、実はまずこの国道との信号機、こ れも実はやっとつけてもらったということな のです。これも、私も実際警察署と公安の関 係でいきますと、まずは本別警察署にお願い に行って、そして釧路方面本部、ここに公安 がありますから、釧路まで行ってお願いをし てまいりした。そのときのこの開設にあわせ てつけてくれとお話ししたのですが、そのと きの公安からの回答につきましては、釧路方 面本部管内で信号機に予算、実は4カ所しか ないのだと。この答え聞いたらもう4カ所し かないということは、もう間違いなく交通量 の多い都市部。だけれども事故起きたら、こ れはおそいのですよという話も含めて、これ も粘り強くやりながらやっと、ある道議の力 も借りたのですけれども、やっと設置が数年 後にされたということであります。

それとあと、特に東通と交差する箇所、これは子どもセンターから来る少し太い道路、ここにはやっぱり一旦停止の標識必要だよね。それから、北6条の国道との交点、ここ

だって要るよね。もっと言えば、ここにも信 号機という話もしたのですが、実はこの一旦 停止の標識すらままならなかったということ なのです。そこで、どういう対応といいます か、やったかというと、じゃ、もう町費でつ けるよと。それ認めてくれという、そんなや り取りもしました。しかし、これまた設置に ついてはやっぱり公安の権限でありますか ら、じゃもう町が勝手にやるから黙認してく れという、そういう乱暴なやり取りもさせて いただいて、正直申し上げまして、この2カ 所については、今一応、とまれだとかそうい うある程度の表示をしてます。実はあれ、町 がやりました。これはもう公安理解してくれ ということで、事故起きたら遅いということ で、そういう経過もあるということでござい ます。

町内には、この東通以外にもいろいろ交差 点たくさんあります。全ての交差点に一旦停 止等々含めてその設置ができるのかという と、これまたなかなか難しい。それからまた 一方で、交通法規もあるわけでありますか ら、これはやっぱり我々がその道路を利用す る上で守らなければいけない交通ルールもあ るというのも事実であります。ただ、議員仰 せのとおり、やっぱり重要な部分については やっぱりこれからもしっかりと、諦めること なく要請し続ける。それから本当に、途中に 横断歩道の必要性なども含めて、これは施設 も随分建ってきたというのもありますから、 これは地域の方々とも相談をさせていただき ながら、具体の横断歩道の設置などについて も要請をしていきたいなと、こんなふうに考 えているところでございます。

また、街路樹の関係についても、本当に見た目はすばらしい街路樹なのですが、実はこれも私は、これお金かけて植栽したのですけれども、やっぱりこれ交通安全上だめだよということも含めて担当のほうに言って、とりわけ交差点のところについてはやっぱり少し間引きも含めてやれということで、これある意味、税金を使って植樹したわけですから、

ある意味申しわけない思いもあったのですけ れども、しかし重大事故が発生しては大変だ ということで、そういうこともこの間実施を してきてますし、また昨年も、先ほどお答え したとおり、ある程度間引きをしてきている ということであります。またあの木の性格 上、見た目はいいのですけれども、下から三 角になってこうしているものですから、車目 線から見たらもう歩道のところに、例えば子 どもさんが歩いているね、お年寄りが歩いて いるねといったら全然もう見えないわけです から、それはやっぱり植栽の間隔含めて、先 日もちょっと打ち合わせしたのですけれど も、場合によっては、枝払いではないですけ れども、運転席の目線からいって下のほうだ けでもちょっと枝を落とすみたいな、それ やってしまったら木が枯れてしまうのかどう なのかも含めて、そんな方法、ですから間引 きをするのか、あるいは下のほうを落とすこ とも可能なのかも含めて、これからも検討課 題だねということも、先日も打ち合わせをし たばっかりでございます。

引き続き、交通事故が起きては大変でありますから、安全管理にはしっかりと管理者である北海道、ここで言えば旧土木現業所、建設管理部さんとも打ち合わせをしながら、あるいは関係機関、警察署、あるいは公安委員会もほうにも引き続き働きかけを努めていきたいというふうに考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(髙橋健一君) やはり、1,000 メートル、1キロを超えるああいう交通量の 激しい道路に1本も停止線がないというのは 驚きですよね。町長もそういう点では、公安 のほうに話、働きかけてくださっているのは ありがたいのですけれども、なかなか一向に 動かないということですね。だから町でやれ ばいいのだとか、私の自治会でも勝手に線引 こうかなと思ったらだめですよね、これ。道 交法で定められていますから、私が逮捕され ることになってしまいますので、それはでき ないのですけれども。

街路樹に関しても、私もあれも親のかたき みたいに考えていたのですけれども、見た目 いいのですよね、何か。雪なんか積もってい るとすごく幻想的な感じでいいですよね。 ちょっと何か枯れている部分があって、それ ちょっと見苦しいですけれども。あの沿線、 九州大学に森林管理所ですよね。何かいわゆ る木の町の足寄町として何か似つかわしいな と。木のぬくもりを感じるカラマツのベンチ でも置いたらいいですよね、あの辺にね。そ うすると、非常に癒やしの場所になるのでは ないかなんていう、何か全然違うことを考え ながら歩いてしまったのですけれども。やは り何と言っても安全、安全第一ですので、少 なくとも本当に危ないところ、どんどん、ど んどん大型の車両が入るようなところには、 標識の一つは絶対もう町長命かけてでも公安 にかけ合っていただきたいと。私もすぐ人の せいにするので、それも反省して言えば、例 えばうちの立場、例えば東3区、分断されて おりますね。国境の壁で分断されている。東 3区の自治会長として何ができるのか。例え ば公安の、署名を集めて例えば公安のほうに 要望書を出すとか、そういうことも可能なの かなと、自分の中では考えています。たたき 台がちょっとわからないので、もしも町で示 していただければ私歩いて署名活動でもした いと思いますし、町ぐるみで私が本当に自分 の自治会の話ですから、非常に危険が伴う道 路ですので、それでいて魅力のある道路だと 思っていますので、そういう形で自分も動き たいと思いますので、どうぞ協力よろしくお 願いします。意外といい道路だったという感 じがします。

最後にもう一回町長にコメントいただい て、私の一般質問を終了させていただきま す。ひとつよろしくお願いします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) 本当に議員仰せの とおり、せっかくいい道路つくってもこの規

制も含めて安全対策がしっかりできてなかったことを起因とする事故なんてことにはならないように、これはもうそんなことあっては大変ですから、これもう引き続き、この東通に限定するわけでありませんけれども、危険と思われるところにつきましては、引き続き北海道の予算が厳しいというのも、これは私どもも承知してますけれども、しかしやっぱり交通事故というのはやっぱり人命にかかわることでありますから、引き続きまた関係機関とも連携をしながら継続して要請活動をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- ○9番(高橋健一君) これで私の一般質問 を終了させていただきます。どうもありがと うございました。

○議長(吉田敏男君) これにて、9番髙橋 健一君の一般質問を終えます。

次に、4番木村明雄君。

(4番木村明雄君 登壇)

○4番(木村明雄君) それでは、議長のお 許しをいただきましたので、一般質問をさせ ていただきます。

我が町の浴場対策についてであります。

今から30年前には、我が町足寄町の町なかにも大衆浴場・銭湯が2軒営業しておりましたが、足寄温泉の開業とともに2軒とも廃業をいたしました。

現在、30年続いた足寄温泉も先月、先々月でしたか、廃業になり、町なかには浴場のない状況が続き、若者やお年寄りの入浴設備のない人たちがおり、町としても苦渋の選択として急遽むすびれっじの浴場を開放し、現在40名以上の利用者がおると聞いております。

これはあくまでもむすびれっじの浴場であり、浴場も小さく目的外使用であり、後には 無理が生じる恐れがあります。これは間に合 わせの短期使用であり、長期使用にはすると いうことにはならないのではないかと考えま すが、これについてお伺いをいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。
○町長(安久津勝彦君) 木村議員の我が町の浴場対策についての一般質問にお答えをいたします。

本町には、市街地に大正時代から営業を開始した2軒の公衆浴場がありましたが、うち1軒は平成6年5月に、残る1軒も平成18年3月に廃業されました。また、昭和62年6月から営業を開始した郊南1丁目の温泉施設足寄温泉は約30年にわたり住民の健康増進等に貴重な役割を担っていただきましたが、本年10月25日をもって町民に惜しまれつつ廃業をいたしました。

足寄温泉の廃業に伴い、温泉を利用されていた住民の皆様に影響が及ばないよう高齢者等複合施設むすびれっじを代替施設として利用することを急遽決定をし、足寄温泉廃業日の翌日10月26日から利用を始め、11月30日現在、50名に利用証を交付をいたしております。

木村議員の、浴場も小さく目的外使用であり、後に無理が生ずる恐れがあるとの御指摘につきましては、浴場利用者は男女合わせ1日平均約13名となっており、利用時間帯を各自調整するなどをしているためか、浴場が小さいとの苦情は聞いておりません。また、自宅に入浴設備がない方のため、早急に結論を得る必要があったことから、協議の結果、むすびれっじの浴場を代替施設として利用することを決定したものであります。

公衆浴場は地域住民の健康保持と公衆衛生上大切な施設であるとともに、コミュニケーションを図る場としての役割もあることから、市街地に入浴施設がなくなったことにつきましては、町といたしましても大変憂慮しているところであります。

今後につきましては、公衆浴場を取り巻く 現状や長年続いた公衆浴場が廃業に至った経 緯やその要因を考えたとき、町による公衆浴 場の新設は大変難しい状況にあるものと思わ れます。したがいまして、当分の間はむすび れっじの入浴施設の利用を継続してまいりた いと考えておりますので、御理解賜りますよ うお願い申し上げ、木村議員の一般質問に対 する答弁とさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君)再質問を許します。4番。

○4番(木村明雄君) これからこれが続く と今町長のほうから御意見ありましたけれど も、ここで私ひとつ提案をしたいと考えます。

足寄道の駅が国交省から北海道ではこのたび初めて我が町がモデル選定を受けたわけであります。今後我が町の集客のためにも、浴場問題解消のためにもある程度予算をかけても思い切った処置として、足寄道の駅に温泉をつくったならどうなのかと考えるわけであります。

昔は出会いと別れの足寄駅、現在は旅人の 思い出の道の駅になります。あの便利な場所 を中心に町民は毎日希望を抱きながら暮らし てきたといっても過言ではないと考えます。

あの道の駅の西側、フクハラ側に温泉をつくる場所はあるのではないかと考えます。または、またお湯については新たにボーリングをするよりも里見が丘の温水プールのお湯を利用するのはどうなのかということも考えるわけであります。

温泉の噴出量はどうなのか。それから温水の温度はどうなのか。噴出量があり温度が高ければ、あの温水を道の駅まで引くのは可能ではないかと、そういうふうにも考えるわけですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) 木村議員から大胆 な御意見を頂戴いたしました。

実は、旧駅舎のところ道の駅に指定されまして、道の駅を中心として町の活性化を図っていこうということも含めて、実は町民の方々が参加をしていただいたワーキンググループで、当時は国道の拡幅問題もあったのですけれども、その中のワーキンググループ

の提案書をいただいているのですけれども、 そのときにも実は温泉施設まではいかなかっ たのですけれども、足湯の設置などについて も実は提言をいただいたところでございま す。種々検討をいたしましたけれども、これ はやっぱり現実的にそれは難しいねというこ とで断念をしたところであります。

まずあそこに温泉施設をつくってはどうかというのは、全道各地で道の駅で何カ所かそういう施設を持っているところがあります。これ、正直言って、町が直営になる温泉施設あるいは第三セクターでの温泉施設、どこもこれ苦戦しているのですよ。現実的に考えたときに町で建てるということは、これはもう私は否定的な見解を持っているところでございます。

なお足湯については御案内のとおり、里見が丘公園、議員仰せの体育館の暖房用の温泉の井戸でもあるわけですから、これは温泉プールにも送ってます。それでもまだ廃湯する段階でまだ温度が高いということで、実は体育館斜め前の、以前は噴水を設置したのですけれども、これ噴水が壊れたということもあって、これを契機に噴水を復活させるのではなくて足湯にしようということでございます。

それとあわせて足寄温泉が残念ながらやめ るということになって、実はあの跡地は実は 町内のある方が取得をされております。やめ てもう知らないということではなくて、あの 温泉含めてあの一帯町内の方が取得をしたと いうことでありますから、これからぜひ新し い施設の建設も含めて、町のほうとしても働 きかけをしていきたいなというふうに思って ますし、さきの議会で髙橋健一議員からの質 問にもお答えしましたけれども、仮にそうい う事業が起こるということであれば町の支援 策は考えているのかという、こういう御質問 をいただいたわけでありますけれども、これ が具現化した段階では当然町としても可能な 限りの支援をしていく、そういう中で何とか そこの温泉を再開をしていただくべく町とし

ても働きかけ、あるいは努力を、あるいは支援をしていきたいというふうに考えてますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 4番。

○4番(木村明雄君) 何と言いましても我が町のこの浴場問題につきましては大きな予算を伴う、そしてまた課題それから難題であります。本当に頭の痛い問題であります。これについて、どうしたならこの難題を町民の付託にこたえられることができるのか。

現在40名以上の入浴施設のない人たちのほかに、足寄町へ仕事で訪れる会社員、もしくは作業員、そして旅行者、それからキャンプに訪れる旅人、町なかに温泉施設でもあれば利用したい、そんなような希望者、それからまた町民の皆さん、この方々それらを1年間を通してこの町として把握しているのかどうなのか、その辺にもお伺いをしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

○副町長(渡辺俊一君) 今の御質問でございますけれども、年間通して町内にいらっしゃる観光客の方ですとかキャンプの方ですとか、お仕事に来られている方だとか、そういった方々で温泉に入りたいと、温泉といいますか、銭湯ですね。そういったものを利用したいという方がどのくらいいるのかというようなことでございますけれども、それについては町では把握をしてございませんので、御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

〇議長(吉田敏男君) 4番。

○4番(木村明雄君) 今把握してないという意見があったわけなのですけれども、これについてやはりこれから先に向けては把握して、やはり考えてみる必要があるのではないかと、私思うわけなのですよね。

これから先に高齢化社会を迎える、また保養そして憩いの場を設ける。そしてまた癒やしを求める人たちがやはりふえているのでは

ないかという気もするわけなのですよね。

これ本当に温泉が好きだという形の中で、 足寄町だって相当に違う町へ温泉入りに行く、癒やしを求めるという人だっているので はないかと、私はそんなふうに考えるわけな のですけれども。何としてでもこれからこの 問題については、やはり真剣に考えていかな ければならないのかなという、私はそんな気 がするわけなのです。

これから先に向けての一つの大きな問題というのは、やはりむすびれっじを今利用しているからこれは何の問題もないのだということではなくして、やはり長い目で見て考えていく必要があるのではないかなという気がするわけなのですよね。

そこで、これからもむすびれっじを利用するのか、新しく浴場をつくるのか、そしてまた温泉を発掘するのか、これはきっと金がかかるからできないと言われるのだと思うけれども、この辺をもう一度総体的に考えた形の中で町長に御意見を伺いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、まずは、まずは廃業した足寄温泉、これ町内の方が取得したというのは、これはもう私も情報いただいてますから、その方にできるだけ早く何とか再開をしていただくといいますか、新たな事業を立ち上げをしていただくべく引き続き情報収集あるいは町の支援、こんな支援も考えているよということも含めて要請をしながら、あの場所で新たな施設の実現に向けて町としても努力をしていきたいなというふうに思っております。

町が直接新たなものを建てるだとか、あるいは新たな泉源を掘るという考えは全くございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

〇議長(吉田敏男君) 4番。

〇4番(木村明雄君) わかりました。

これからの将来、未来に向け、そしてまた

こうして毎日仕事をして苦労したけれども、 足寄町に住んでいてよかったと、そんなこと の思えるような、今そしておかげさんで幸せ だよと、そんなことの思えるような足寄町に なることを願って、私の質問を終わりたいと 思います。

〇議長(吉田敏男君) これにて4番木村明 雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分から再開をいたします。

午前11時06分 休憩 午前11時16分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を 再開をいたします。

次に、1番熊澤芳潔君。

(1番熊澤芳潔君 登壇)

○1番(熊澤芳潔君) それでは、議長にお 許しをいただきましたので、通告書に従いま して一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、公衆浴場 の設置について。

質問の内容でございますけれども、足寄町内の唯一の公衆浴場が10月25日をもって営業を終えたが、市街地唯一の公衆浴場でした。現在は町高齢者等複合施設むすびれっじの浴室を代替浴場として利用をして利用者に開放しているが、利用者のアンケート調査では40人の利用希望があったが、現在はそれ以上の希望と聞いている。

また、里見が丘キャンプ場利用者700人以上の中での一部が足寄温泉を利用していた。そのほか一般利用者を考えたとき、公衆浴場の有無によっては町の活性化等に大きな影響があると考えている。

ブログ等では足寄温泉の閉店について、御夫婦の方々から、悲しすぎる、心から愛していた温泉が閉店、引っ越してきたときから20年前から通っていたことなど、多くの方々から惜しむ声が書かれていますが、行政はこの方々の声を無駄にすることのないよう優先課題として答えを早く出す必要があると思うが、次の点についてお聞きしたい。

一つ、足寄温泉(公衆浴場)の閉店に伴う 今日までの、きょうまでの協議経過につい て。

それから二つ目、40人以上の代替浴場利 用者に対する衛生管理について。

それから三つ目、昭和56年法律第68号公衆浴場の確保のため特別措置に関する法律1つ目的、2つ定義、3つ国及び地方公共団体の任務、4活用についての配慮等、5つ目貸し付けについての配慮、6つ目助成等についての配慮とあるが、この法律を見るとき、足寄町は公衆浴場の設置に向けて早急な対応が必要と思われますが、以上3点について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。
○町長(安久津勝彦君) 熊澤議員の公衆浴場の設置についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の足寄温泉の閉店に伴う今日までの 協議経過についてでありますが、足寄温泉の 廃業に伴い本年10月26日から高齢者等複 合施設むすびれっじを代替施設として利用す ることを決定するに至った経過等につきまし ては、10月24日に招集していただいた全 員協議会において御説明したとおりでありま す。

その後につきましては、当分の間はむすびれっじの入浴施設を利用せざるを得ない状況にありますことから、公設または民間による公衆浴場の設置等の検討・協議は行っておりません。

なお、先ほどの木村議員の質問にお答えしたとおり、足寄温泉の跡地を民間の方が、先 月取得したという情報をいただいてますので、今後具体の検討・協議に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の40人以上の代替浴場利用者に対する衛生面についてでありますが、入浴施設利用に係る利用証は11月30日現在50名に交付をしており、延べ381名、1日平均約13名の利用がありました。浴場利用者の

増加に伴い、以前よりは多少汚れが目立つとの声を聞いておりますが、むすびれっじではこれまで行っていた清掃よりも時間をふやす等の対応をしているほか、張り紙等で利用者の衛生的な使用の御協力を促しているところであり、今後も浴場利用者数の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

3点目の昭和56年法律第68号公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の各規定にり、足寄町は公衆浴場の設置に向けて早急な対応が必要でないかとの御質問でありますが、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の各規定は十分認識をしてお答えしたとおり、当分の間はむすびれっじの入浴施設の利用を最優先することとし、公設による公衆浴場を新たに設置する考えはありませんが、民間による公衆浴場設置のお話があった際には、財政的な支援を含め検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

O議長(吉田敏男君)再質問を許します。1番。

○1番(熊澤芳潔君) この質問につきましては、先ほどの木村議員と多く重複しますので、なるべく重複しない形でまたお聞きしたいと思います。

今回の質問の趣旨でございますけれども、このことにつきましては過去に議会でも議論した経過がございまして、市街地内の公衆浴場が、2カ所が1カ所になり遠くなっているという時点で、市街地内の駅周辺に温泉施設も含めてつくってもらえないかと議会でも総務委員会を中心に、また議員の皆様からも商業地帯があるのでお願いした経過がありますけれども、今日まできたわけでございます。

今回は、市街地内にはなくなったことで、 先ほどの私がいう法律でいう日常生活で欠く ことのできない施設とともに住民健康の増進 に重要な役割を担っていることであるという ことからいうと、やはり行政はそういったこ とを行政として考えていかなければならないのかなという考えがありますけれども、その点についてはちょっとお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) 先ほどの木村議員 の質問にもお答えしたとおり、町が新たな施 設をつくるというのは、これはもう現実的で ないというふうに思っております。

温泉のことはちょっと横に置いて、十勝管 内あるいは全道のいわゆる公衆浴場という部 分ですね、これはやはり各家庭に風呂が普及 してきているということもあって、もう廃業 する業者が続出しているというようなことで あります。ですから、当然そういう施設を設 置するということであれば当然採算ベースと いうことも当然考えなければいけないという ことであります。議員が仰せのとおり、当然 法に基づく町の設置義務はありませんけれど も、そういった支援だとか協力だとか、そう いう規定があるわけでありますから、ですか ら先ほども少し触れさせていただきましたけ れども、まずはやはり足寄温泉の跡を取得し た方が新たな施設をつくっていただくという ことが、これ現実的であろうというふうに 思っています。それで当然具体化してきた段 階では、私最大の財政支援もしていきたいと いうふうに思ってますけれども、それは具体 化してきた段階で、議会のほうともこんな支 援したいということで考えているのでどうだ という、そういう御相談もさせていただきた いというふうに思っておりますので、御理解 をいただきたいなというふうに思っておりま す。

〇議長(吉田敏男君) 1番。

〇1番(熊澤芳潔君) わかりました。

趣旨についてのお答えをいただきましたので、まち後ほど3番目の中で詳しくお聞きしたいと思いますけれども、まず一つ目の関係でございますけれども、経過についてはわかりましたので、2番目から入ってまいりたいと思います。

代替施設のむすびれっじといえども、水質 管理また浴場の管理が必要でありまして、厚 生労働省が提出している法律で公衆浴場にお ける衛生管理要領等の改正に基づいて進めて いるのか、いないのかをちょっとお聞きした いと思います。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。
- ○福祉課長(丸山晃徳君) むすびれっじの 施設の管理を所管している福祉課のほうから お答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、関係規定並びに北海道の北海道浴場法施行条例に基づき衛生面ですとか、施設管理面のものは基準を満たすような形で進めております。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 1番。
- ○1番(熊澤芳潔君) そこで、町民の皆様 からは、どういう形で伝わっているかわかり ませんけれども、その水槽の水を1週間に1 回しかかえていないのだとか、いろいろな形 で伝わっているようでございますけれども、 ただ1週間といってもちゃんときちっと消毒 だとかそういった管理あれば、それはいいの かなと思いますけれども、現実にどういう管 理を、その消毒なり浴槽の消毒なり、また1 週間内また10日以内、それから1年以内と かといろいろあるのですけれども、その管理 の流れをちょっと、木村議員と重複するもの ですから、私のほうからもひとつちょっと詳 しいことをちょっとお聞きしたいと思います ので、その流れをきちっとお示しいただけれ ばありがたいと思います。
- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- ○福祉課長(丸山晃徳君) 最初の熊澤議員 さんからの一般質問の公衆浴場の設置についてという議題の部分から私どもそちらのほうにまで流れてくるというような事前準備がしていないので、私のちょっと頭の中でなのですけれども、法なり規則に則ってやっていると。使われている方もともと外から使われているわけでなくて、長屋ですとか地域交流の方とか、そういうところで使われていたとき

には使用頻度が低かったので、今のように1 0月26日からですから、10月の末から新 たな人が入ってきたことによって、やはり移 槽ですとか洗い場ですとかがやはり使用する 人の数が多くなっているので、もともとの利 用者にとっては何か汚れているよねとか、お 風呂もちょっと汚いよねというお話があると いうことで、その辺を踏まえてむすびれっと のほうの管理をしている施設長とかと、番り 女の入れかえ時間とかにはきちっと休憩時間、 女の入れかえ時間とかにはきちっとさらに まめに掃除をしていただくということでお話 をさせていただいてます。

それで水槽、浴槽のお湯の清潔度なのですけれども、自動的に24時間ろ過器ですので、ろ過されてろ過の装置の手前で濁っているとか水質を化学的に判断して、必要があれば塩素ですとかが自動注入されるということで、何か塩素とかの注入量は多くなっているといると。当然水の使用量も多くなっているというお話も聞きまして、まだこれからもうちょっときれいにするという、さらに清潔の維持のために施設のほうでも配慮するというようなお話を聞いてますし、ちょっとしてももちょっとそちらのほうの利用者の声をちょっと聞いて、また可能な対応をしていきたいと考えています。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 住民課長、答弁。
- **○住民課長(松野 孝君)** 今の福祉課長がお答えいたしましたとおり、むすびれっじの浴場につきましては、北海道が制定しました公衆浴場法の施行条例に清潔についての基準がございまして、その基準に基づきまして、先ほど福祉課長が申しましたとおり、循環型の連日使用する循環型の浴槽水となっておりますので、先ほど言った公衆浴場法施行条例に基づいた衛生の基準で清掃をしていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 1番。

O1番(**熊澤芳潔君**) そうだと思います ね。

それでそこには、ちょっと申しわけないのですけれども、細かくて申しわけないのですけれども、浴槽の消毒に当たってのことだとか、それから循環浴槽では塩素の使用の量だとか、それから有残量の塩素の濃度だとか、その濃度の量だとか、それからレジオネラ対策要領だとかということがあるわけでございますけれども、そこら辺についてはどうでしょうかね。例えば塩素の量は、浴槽の塩素の量は0.2ミリグラムリッター当たりから0.4ミリグラムだとか。それからそういったほかにも有残量、塩素の濃度だとかということは当然やられておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- **○福祉課長(丸山晃徳君)** 答弁させていた だきます。

施設の設置、整備する段階から自動的に衛生面でお湯を循環させて、かつ公衆浴場法の規定に定まった設備をつくった、工事発注しておりますので、細かな部分でのレジオネラ菌ですとか塩素がどうだという部分までは私今のところ、今回資料として調査をしてませんが、基準どおりやっているというふうに私は考えてますし、もし何か不都合があれば御指摘をいただいてそれを対応したいと考えてます。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 1番。
- **〇1番**(熊澤芳潔君) わかりました。

質問の内容の関係でちょっともしかしたら申しわけなかったのですが、いずれにしてもそういった基準値があってやっておられると思いますので、例えば1点だけ、そしたら1週間に1回かえているとかかえてないとかというのはあるのでしょうかね。1週間以上なのか、それから1年以内なのか、毎日かえておられるのか、通常の家庭では毎日かえておっているとかということで、私がちょっと1週間に1回と聞いたよと言いましたら、

えっとびっくりして皆さん、1週間もかえてないのと、こういう返事がいただけるわけですから、それに対してでもそういった塩素の注入等できちんと消毒していれば問題ないのだよということを町民の皆様にもやっぱりわかってもらわなければならないということもございますので、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(丸山晃徳君) 1週間、多分1 週間なのか十日なのかちょっと日にちのほう 私ちょっとそこのほう確認はとれていません が、ふだんは24時間循環で必ずフィルター にかけて汚いお湯を塩素消毒してまた給湯口 から出していると。それで、1週間なのか五 日なのか十日に一遍お湯はかえているという お話は聞いていますが、その日数については ちょっと今のところ私の記憶には持ち合わせ ていないので、以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 1番。

○1番(熊澤芳潔君) 当然そういう形で やっていると思いますけれども、町民の皆さ ん安心するためにもそういったことはきちっ とやっておられると思いますけれども、例え ば1週間かえなくてもそういった消毒をやっ てますよということだと思いますので、町民 の皆さんわかってもらえる部分があるのかな という気がいたしますけれども、以上2番目 につきましては終わりたいと思います。

3番目でございますけれども、木村議員に対しての答弁もいただき、町長は今のところ行政が、行政がかかわった浴場についてはやらないと。現状は土地を買った方々に対して進めながら、そういった方々と進めながら建てるのですよということになるのですけれども、なかなかそこら辺も心配な、町民の皆さんからいえば心配な部分があるわけでございますけれども。

しつこいようですけれども、この特別措置 法では、この法律は公衆浴場が住民の日常生 活において欠くことのできない施設であると ともに、住民の健康増進等に関し重要な役割 を担っているにもかかわらず著しく減少していってますよということなものですから、こういった法律をつくったのだということですね。そういったことからいうと、足寄は芽登だとかオンネトー温泉もありますけれども、市街地内にはないわけで、なくなったということでございますので、そういったことも含めて優先課題としてなるべく早く十分協議しながら進めていくということが大切ではないかなと思いますけれども、町長の御答弁をお願いいたします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) 先ほどもお答えし たとおり、新たに取得した方、先月取得でき たという、そういう情報いただきましたか ら、これはもう一刻も早く、一刻も早くと いっても正直いって従来の施設はもう建物含 めて使い物にならないということですから、 老朽化が原因で旧所有者の方ももうこれ以上 できないということで判断したとお伺いして ますから、やるとすれば新たな施設というこ とになるというふうに思いますから、そうい う意味では、それこそ1年単位のちょっとロ ングスパンになるかなというふうには思いま すけれども、そこら辺取得者の方の計画等々 も含めて考え方をお聞きしながら、そして一 刻も早く新たな施設を建設いただくべく町の ほうも最大の協力支援を検討しているよとい うことも先方にはお伝えしたいというふうに 思ってますので、御理解いただきたいという ふうに思います。

〇議長(吉田敏男君) 1番。

○1番(熊澤芳潔君) それで、最後に町長にお願いも含めた形で、私の意見ですのでお聞きください。

お願いですけれども、今後の施設についてはいろいろな流れが出てくるのだと思いますけれども、基本はまず市街地の中にあるということが基本がベターだと思うのですよね。 それからそういったことを先ほどいろいろ木村議員との話もありましたけれども、まず基本はそこでないかなと私は思うのですけれど も、足寄温泉につきましては今後あの温泉の 利用についても、果たして温泉以上にもいろ いろな形で利用も可能でないかなというふう に思いますし、そういったことを含めて将来 に向けて悔いのない足寄町の公衆浴場の考え 方について進めていただきたいというふうに お願いいたしまして、最後にそのことについ ての町長の考え方を聞いて終わりたいと思い ますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) 議員仰せのとおり、そういった施設は町なかにあるというのがこれはもうベストだというふうに私も思いますけれども、しかし現実問題としてはやっぱり採算性の問題も含めて、これは現実問題としてしっかりと分析も含めてしていかなくてはいけないというふうに思っています。

そういう中にあっては、やっぱり郊南地区 ちょっと遠いですけれども、温泉施設新たに 取得した方が実際にあらわれたということで ありますから、そこをうまく逆に言えば町も 支援する中で、公衆浴場、温泉施設でしょう けれども、公衆浴場としてのそういう機能も 果たしていただくべく町としてのそういう観 点から最大の支援含めて、協力含めてやって いきたいというのが私の考えでございますの で、御理解いただきたいというふうに思いま す。

〇議長(吉田敏男君) これにて、1番熊澤 芳潔君の一般質問を終わります。

次に、8番高道洋子君。

(8番高道洋子君 登壇)

○8番(高道洋子君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

件名、協働のまちづくりについて(地域力、職員力の向上対策)。

協働のまちづくりとは、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた

取り組みをすることであります。

また、協働したほうがサービス提供や行政 運営上の効率がよいとされる場合に、協働の まちづくりが推進されるものです。

町長は、立起時に協働のまちづくりの推進 を掲げてからはや15年を経過しようとして おり、その間さまざまな公約の実現も果たし てきました。

この協働のまちづくりを推進していくためには、行政と町民との信頼関係の構築を欠か すことができません。

昨年、本町が大雨による未曽有の大災害を 経験したことは記憶に新しいところです。こ のような大災害が発生したときこそ、協働の 力が最も必要とする場面であり、昨年はこの 経験によって行政も町民も協働の力の必要性 を痛感したところです。

そこで、次のことについて伺います。

一つ、自治会活動の現状と課題について (地域力)。

二つ、協働のまちづくりには、町職員の町 民に対する対応力の強化も必要となります が、その対策について(職員力)。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。 〇町長(安久津勝彦君) 高道議員の協働の まちづくりについての一般質問にお答えをい たします。

1点目の自治会活動の現状と課題についてでありますが、一般的に都市部では地縁的なつながりや共通の価値観は希薄であるか、全くないのに対し、小規模町村では地縁的つながりは比較的強い傾向にあるものの地域経済の縮小、人口減少や高齢化の進展により自治会等の地域コミュニティーの維持が困難になりつつあると言われております。

本町自治会の現状につきましては、昭和57年には118の自治会が設立されておりましたが、現在は人口減少等の影響により、88自治会に減少しております。また加入率は年々低下傾向にあり、本年11月末現在、82.2%となっております。

次に、自治会が抱える課題につきましては、自治会加入の促進と担い手の確保が大きな課題となっております。前述のとおり、加入率は低下しており、若い世代や一人暮らしの世帯で加入率が低く、未加入世帯ほど自治会活動に関心がない傾向にあります。また、自治会役員の高齢化が進み、役割が集中し、人も固定化する傾向にあり、担い手不足の状況にあります。さらには、加入世帯数10未満で構成されている自治会が27あり、これら自治会の再編・統合がかねてからの課題となっております。

自治会活動は日々の暮らしの中で、ごみステーションの管理や地域防災、生活安全、住民相互の親睦交流など、多様化しております。

また、東日本大震災をきっかけとして、自 治会の役割と重要性が再認識されておりま す。

本町においても昨年発生した記録的な大雨による災害を受け、本年5月17日に開催された足寄町自治会連合会定期総会において、連合会の会長から各自治会全てに自主防災組織の設立をとの提案がなされ、承認を得たところであります。

大きな災害が発生したとき、災害から身を 守るには自分の身は自分で守ることは当然で ございますが、一人一人の力には限界がある ように、行政の対応にも限界があります。地 域の住民が地域の実情に応じて組織化し自主 的に連帯して防災・減災活動を行う自主防災 組織の必要性に鑑み、本町といたしましても 設立に向け、バックアップしてまいりたいと 考えております。

自治会はお互いを思いやり、声をかけ合い、助け合うことができるまちづくりの基礎となるとともに、安心して暮らせる生活環境を築くための基本的な組織であり、協働のまちづくりを進める上で最も大切な組織でありますので、自治会が抱える課題解決に向けた取り組みを進めるとともに自治会活動活性化の推進に努めてまいります。

2点目の町職員の町民に対する対応力の強化についての御質問でございますが、議員仰せのとおり、まちづくりには職員の町民に対する対応力の強化は重要なことと考えております。

職員の育成は住民ニーズへの対応、住民目線などを課題と捉え、住民が主役、主人公であるという意識のもとで住民との協働のまちづくりを実践していくという姿勢を基本姿勢として時代の変化に対応できる職員となることを目指しております。

具体的には、自己啓発、職場での研修、職場外での研修などを通じて、その能力開発を図っており、平成28年度の職場外研修は延べ143人が受講をし、この中には接遇研修、交渉力研修、コミュニケーション研修、地域力研修など、対応力に直結する研修もございます。

今後におきましても、人を育てる職場づくりを念頭に住民ニーズを敏感に感じとれ、時代の変化に対応できる職員となるよう育成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申しあげ、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(吉田敏男君) 再質問を許します。8番。

○8番(高道洋子君) 再質問をいたします。

再質問をする前に去年おととし、二、三年前でしたか、町が全町民を対象にまちづくりに関するアンケート調査をしました。それは全町民対象で回収率はたしか25%前後だったと記憶しておりますけれども、この今回協働のまちづくりに関する一般質問をするに当たりまして、この膨大な町民の貴重な声を参考にさせていただき、質問を組み立てました。よろしくお願いします。

特に協働のまちづくりに対しての意見や行政サービスに対する具体的な御意見がたくさんございまして、またそのアンケートもすごい長い長い大変膨大な資料でございましたの

で、本当に数え切れないほどの町民の方の御 意見もございました。

まず再質問の1番ですけれども、ただいま 自治会の加入率の推移ですね、低下している わけですけれども、約、昭和57年には11 8の自治会が88になったということで、約 35年間で七十数%ですか、七十数%に低下 しましたよという報告でございました。徐々 に低下したと思いますけれども、どのよう な、この低下に対して町は具体的な検討・対 策をどのように立ててきたのか、また今いる のか、まず最初に伺いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君)答弁、住民課長。〇住民課長(松野 孝君)お答えいたします。

加入率の低下につきましては、足寄町に限 らずほかの全国的にも低下傾向にあるのが事 実でございます。

足寄町におきましては、転入者が転入届を 戸籍、年金担当にいらしたときに当然私ども のほうでごみの説明の関係で、分別の関係で 説明をいたします。その中で、自治会加入を お願いする御案内を差し上げておりまして、 自治会加入のメリット等を御説明しておりま す。

メリットにつきましては、当然町から広報 誌等が配付されましたり、回覧等により福祉 や子育て、あるいは道路の通行どめ等の情報 も各種情報も的確に得られるということ、あ とごみのステーションにつきまして、設置あ るいは清掃を行っていたり、あるいは資源集 団回収などの環境美化活動、その他防災訓練 や夏祭り等の、自治会加入したらこのような メリットがあるということを説明いたしてお ります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) 窓口が一番大事なところでないかなと思うわけです。

その際に、今も説明ありましたけれども、 自治会の案内パンフレットというか、そうい うきれいな、ようこそ自治会へというような 感じの、そういうパンフレットも専用の、ご みも一緒なのかもしれませんけれども、パン フを渡すことも一つの案ではないかと思いま すが、そういうことはなされておりますか。 自治会案内のパンフレット。

〇議長(吉田敏男君) 住民課長、答弁。

○住民課長(松野 孝君) 足寄町自治会連合会事務局の名称で、「こんにちは、自治会加入の御案内」というリーフレット、パンフを製作しておりまして、こちらの用紙をお渡ししております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) まず転入者の方には その第一歩として大事なことではないかなと 思うわけでございます。

2番目の質問でございますが、自治会の加入率が減っている中で、自治会加入に関する、その前に、町職員の自治会の加入率について伺いたいと思います。その町職員の自治会にどの程度、また入ってない人もいるのかいないのか。自治会加入に関する、また新しい新入職員が入ってきたときに、自治会に入るための説明ですね、どのように取り組まれているか伺います。

〇議長(吉田敏男君) 住民課長、答弁。

○住民課長(松野 孝君) 足寄町、私ども 足寄町職員の自治会の加入率につきまして は、調査しておりませんので、加入率、職員 の加入率についてはお答えはすることができ ません。

あと総務課のほうで私が勤務したときに聞いた話でありますが、町職員の採用の際は自治会への加入についても要請しているものだと聞いております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) 加入率がわからない ということでしたけれども、先ほどのアン ケート、町民アンケートによると、自治会1 00%自治会に入ってないという御意見もア ンケートの結果ありました。そういうことか ら、多分入っていない人も、全てではない、 若干名だと思いますけれども、その地域、そ の部署によって、また個人によっているので はないかなと思うわけです。

なぜ、そういう質問をしたかといいます と、町長が協働のまちづくりを掲げている中 で、町民に対して協働を呼びかけているにも かかわらず職員の中の人が個人的な、任意の 加入ですから強制力はないかもしれませんけ れども、やはり未加入者がいるということ は、町職員が自治会に入らない人が何人かで もいるということは、住民係を初めとして一 生懸命加入を、自治会加入を勧めている中に あって、それは説得力がないと思うし、それ から協働のまちづくりについてもそういう整 合性というか町長の考えと職員が自治会に入 らないで協働のまちづくり、自治会活動に参 加できないということはそういう考えに、間 違っている、何といっていいのでしょうね、 違和感があるというふうに思います。

そこで、そういう積極的に新しく入ってきた人、また自治会から抜けた人、いろいろいると思いますけれども、そういう説明、加入、促進を取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

○副町長(渡辺俊一君) 町職員の自治会加入についてきちんと調査したわけでありませんので、加入率はどのくらいになっているのかというのははっきりわかりませんが、ほとんどの者は加入をしているというように考えております。ですから100%とまでは言えませんけれども、それに近い率になっているというように考えております。

先ほど住民課長のほうからも話ありましたように、新しく役場の職員として採用する場合、そういったときに自治会の加入についても十分お話をして加入をするということで今後進めていきたいという考えで、そういう具合に考えております。

やはり、今でも自治会の中心的な役割を役場の職員が担っているというところも結構あ

りますので、そういう形で今後も役場の職員 も一住民でありますから、自治会に戻れば自 治会の活動をきちんとやっぱり主体的に担っ ていくという形で進めていければというよう に考えております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) 私は中島2区に所属 しておりますけれども、ここも自治会長は 代々職員のOBの方が頑張ってくれておりま すし、それから事務局長、それから総務部 長、それも全部現職の役場職員が担ってくれ ております。だから、役場の職員がいないと 大変自治会長も困るわけです。でもしかし、 そういういらっしゃらないところもあるわけ ですから、特に市街地はともかく山の郡部の ほうに、集落のほうは本当にそういうことも あるかと思うのですけれども、そういういる といないで本当に活性化も推進力も違ってく るということから踏まえても、ぜひ一人漏れ なく100%役場職員は自治会に入っている という形をとっていただきたいなと思うわけ で、それで質問いたしました。

次に、質問いたします。

自治会活動の担い手の先細りが御答弁の中にも、担い手の確保が課題だというふうに説明がありましたけれども、この担い手の役員とかリーダー、その先細りが予想されますが、町としては何かそういう予測に対して何か具体的な対策をしているかどうか、伺います。

○議長(吉田敏男君) 12時になります。 ここで昼食のため、申しわけありませんけれども、1時まで休憩とさせていただきます。

> 午後12時00分 休憩 午後 1時00分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を 再開をいたします。

住民課長、答弁。

○住民課長(松野 孝君) 高道議員お尋ね の担い手の確保対策はということでございま

すが、特にこれといった対策は現在しており ません。ただ、担い手の確保の対策のヒント として、例えば負担を感じさせない、役員に ついて負担を感じさせない配慮だとか、任期 を明確化するだとか、あるいは負担を感じさ せないというのは例えば会計の負担が一番大 きいと思いますので、例えば会計を2人体制 にしていただくとか、あるいは任期につきま しても2年あるいは1年というところが多い かと思いますけれども、任期について明確化 をしていく。あるいは役員が高齢の方が多い ということにもなっておりますので、若者が 役員になるような、ちょっとこれといって案 はありませんけれども、若者が参加しやす い、役員として参加できるような仕組み等を 考えていかなければならないかと思います。

あと、今現在なのですが、北海道町内会連合会が主催いたします道東ブロック研修会におきまして、各役員の方に出席いただきまして自治会についての研修を受講していただきまして勉強していただいているということもありますし、今後も、先ほど言ったヒント等を参考に御相談があれば積極的に行政のほうとしても考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- **〇8番**(高道洋子君) わかりました。

この担い手対策というのは本当に自治会に限らず各種団体、ボランティア、赤十字奉仕団にしましても、どこの団体においてもこれは本当に傾向としてどこでもある問題でございますが、一つの提案といたしまして、自治会役員の、先ほど固定化されつつあるという御答弁もありましたけれども、自治会役員の軽減、負担軽減を目的に、役場が持っている連合自治会の事務局はもちろんのこと、各単位会の自治会の事務局として、それを一回位会が高いたりが一番大変だと思うのですけれども、その総務部長職、事務局として、それを一回役場から出してその単位自治会から出して、そこで

事務局を担ってもらう、各連合も、それから 各単位の88の自治会の事務局、会計、それ らを担ってもらうという組織を立ち上げて、 そこで負担していただくと。もちろんそれは 経費がかかり、負担金ももちろん自治会から も連合会からも課分の負担が必要になってく ると思うのですけれども、町が負担してもい いかもしれませんけれども。

それから、もう一つは葬儀委員長の挨拶が あります。それも大変それが負担で自治会長 しないというところが結構あるように聞いて おります。ですから、ある自治会、町なかの 自治会では自治会長と葬儀委員長が2人い て、専ら葬儀委員長、俺が引き受けているの だという話も聞いたことありますし、それも 一つのなり手不足の方策でもあるかもしれな いということで、そういう、これとは一緒に ならないかもしれないのですけれども、中山 間の事務局など経済課の中にありましたよ ね。そして全町の中山間の対象団体を、何と いうのですか、事務的なことはやってました けれども、それともちょっと違うかもしれま せんけれども、そういう感じのイメージなの ですけれども、そういう専属の人を外に置い て、そしてそこが全部取り仕切ってもらうと いう会計から何からですね。そして、負担軽 減することができないか、お伺いしたいと思 います。

いきなりの提案ですので、今後検討してい ただいてもいいのですけれども、どう思うで しょうか。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。
- **○副町長(渡辺俊一君)** お答えいたします。

今役場では自治会連合会の事務局を担って おるところでございます。そこはいろいろな 自治会の、それぞれの自治会の単位自治会が あり、その上に連合自治会があって、自治会 連合、最終的に自治会連合会ということで、 そういう段階になっているのですけれども、 今お話ありました単位自治会の事務局ですと か、それから会計、そういったものもどこか で1カ所で集約できないかというような、そういうお話だと思うのですけれども、そうなると何か自治会連合会と何か似たような形になってしまうのかなという気もしています。

それぞれ自治会というのは、それぞれ自治会、自治会で各地域での課題だとか、そういったものもありますし、それからその地域、地域でのいろいろな行事だとか、そういったものもあるわけですから、そういうものを全部一括してどこかで事務局を担うだとかというような、かなり難しい話なのかなというように考えてます。

自治会連合会みたいに町内の自治会の、そ れが集まってそこでやっていく、そういった 事務であれば1カ所でやってもいいと思うの ですけれども、それぞれの自治会のやっぱり やり方というのもありますし、それぞれの行 事、地域の課題、そういったものを含めて全 部一括にやるというのはなかなか難しいとい うことで、そこの部分はやはりなかなかそれ ぞれの自治会でやっぱり担わなければならな い事務なのかなと。そこの事務をどうそれぞ れ、その自治会の中で1人に義務を担わせな いで、みんなで分担してやっていくのかとい うのがやっぱり課題になっていくのかなとい うふうに思ってます。そういった部分はやは りそれぞれ自治会でありますから、それぞれ の自分たちのやれる範囲、そういった部分で それぞれでみんなで担っていこうということ で、協働で活動を進めていくというのがやは り自治会としての一番ふさわしい形になるの ではないかなというように考えておりますの で、御理解いただければというふうに思いま す。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- ○8番(高道洋子君) 確かに難しいことは 難しいと思います。新たなことを起こすとい うことはそういうことだと思います。

しかし、現実誰の話を聞いても、御答弁を 聞きましても、人口減少、高齢化に伴う担い 手不足、それからなり手がいない。今、本当

に役場のOBやら職員の方がいらっしゃる自 治会は何回も繰り返し繰り返しAさんの次に はBさん、Bさんが終わったらCさんという ふうに、そういう人たちが回り当番でやって くれているからいいのですけれども、そうい う地域ばかりとは限らないので、そういう、 特に事務局とか会計とか総務部長、そういう ことが困難なところにあってはそういう手助 けも大事でないかなと、そうでないとなかな かいろいろ役員改選でもめたりして、そして 感情的な見地から脱会していくということも あるやに聞いておるものですから、何かそう いう手立てがないかなというふうに思うわけ です。また実際日本全国そういう事務局を外 に出して、そしてそこで統括してやっている というところもあるし、それから芽室町に 至っては自治会だけでなくて、いろいろな各 種ボランティア、団体、いろいろな団体何百 とあるスポーツから何から文化団体から入れ ると何百とあるのですけれども、それらの団 体の事務局を一括してやっている組織を立ち 上げてやっているのですよね、現実に。それ でうまくいって総会の資料なども総会シーズ ンになると、総会のいろいろな資料、総会資 料、それから収支決算報告、それらを全部そ こが担ってくれて、結局は役場の職員が今は それぞれ自治会はどこの住民課、福祉課では 何を持って、教育委員会は何というふうに、 みんなそれぞれ担当者が事務局を持っていま すけれども、そういうお仕事、それが本業だ と言われればそれまでなのですけれども、そ れが外の組織がやることによって、本来業務 を職員ができるという、そういう組織を立ち 上げているところもあるわけですよね。です から、頭からそれは不可能だというふうに思 わないで検討する余地があるのではないかな と思っております。

次4番目行きたいと思います。

町のホームページで、町外からの転入者の ために自治会の情報どのように発信している か伺いたいと思います。

このホームページに自治会の様子、また活

動の内容、会費等々、あなたの所属する自治会はここで会費は幾らで何名のメンバーで自治会を構成してますよという転入者の方のためのそういうホームページ、どうなっているでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、住民課長。

○住民課長(松野 孝君) 現在、足寄町のホームページにおきましては、自治会についての掲載はございません。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) ほかの自治体では既に取り組んでいるところがありまして、特に若い世代に関心を引くためには非常に有効だと思いますので、ぜひ前向きでお考えいただきたいと思います。

5番目に行きます。

小規模自治会が27個でしたか。27、10人未満の自治会があると御答弁ありましたけれども、その小規模自治会の廃統合についての考え方について、中長期的観点からどのように思っているか、今後どうしようとしているのかお答えください。

〇議長(吉田敏男君) 住民課長。

○住民課長(松野 孝君) 小規模自治会の 統合あるいは、済みません、小規模自治会の 統廃合につきましては、長年からの課題でご ざいます。

あくまでも自治会につきましては、自治会の自主性に基づいて存続していただくものでありますので、統廃合をすることにつきましては、行政において強制できるものではございません。

あと、最近も話題になっているのですけれども、確かに3人とかの自治会も実際ございます。ただ、統廃合いたしましても、例えば回覧板を持っていくのに当たりまして、持っていくのに2キロも3キロもあるのだと。それでそういう状態で統合しても意味がないという御意見もあるのも事実でございまして、なかなか課題解決に向けて苦慮しているところでございます。

今後も、小規模自治会の解消に向けた取り 組みを行ってまいりますけれども、なかなか 難しいものでございまして、今後も速効策は ございませんが、取り組みを進めてまいりた いと思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) ここは対象自治会に 対するアンケート調査をしたらどうかなとい うことで思ったわけです。

もう既に対象の人たちと懇談的な意見交換 やら希望等を聞いているものとは思いますけ れども、率直な御意見、そういうアンケート 調査をしたらどうかなという観点から伺いま した。また検討していただきたいと思います。

次、行きます。

自主防災組織の設立に向けてでございますけれども、御答弁の中では町としても全面的に、本町としても設立に向けバックアップをしてまいりたいというふうに御答弁がございました。私もこの自主防災組織をなくして防災から守ることは、身を守ることはできないなというふうに本当に思っております。

そこで、5月17日に連合町会があったと聞いております。そこで連合長の発案の、御発声のもと全自治会が自主防災組織を立ち上げようというふうに決議したように、そういう御答弁でしたけれども、あれでしょうか。5月から大分日にちがたちましたけれども、具体的に方策何か第一歩として、このように、こんなこともしたという何か具体的な方策がございましたら、お答えください。

〇議長(吉田敏男君) 住民課長、答弁。

○住民課長(松野 孝君) 町長御答弁のと おり、自治会連合会の定期総会におきまし て、連合自治会の会長が自主防災組織の重要 性に鑑みまして、全自治体に自主防災組織の 設立をということで提案をいたしまして、皆 様から承認を得たところでございます。

それで、農村部の自治会についても先ほど 言ったように小規模の自治会があるものでご ざいますから、今現在どんどん市街地の自治会も含めまして、既存に既にある自主防災組織を設立している団体はございますけれども、なかなか進んでいない状況が事実でございます。

それで今現在検討中なのですが、自治会運営に対する交付金を現在各自治会において交付しておりますけれども、さらに活動、今後の活動、自治会活動につきまして、その活動につきましての支援金を交付するということで、現在検討をしている段階でございます。

その中の一つのメニューといたしまして、 自治会の自主防災組織の設立につきましても 一つのメニューといたしまして、今現在検討 しているところでございますので、今後もし それが実現いたしまたら、積極的にPRして まいって各自治会において設立されるよう努 めてまいりたいと思いますので、以上でござ います。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) それは本当にすばら しいことだと思います。支援していく、まだ 予定だと伺いましたけれども、ぜひ御支援を していただきたいと思います。なかなかそう いう決議しましても実際今まで長い、ずっと 役場としても支援してきたにもかかわらず、 なかなか防災組織が立ち上がらなかったとい うのが現実ですので、ぜひそれは、それに際 して去年の災害等を振り返っても、各種団 体、建設協会からJAから、それから自衛隊 さんから、そういう人たちの連携なくして防 災は守ることができないのですけれども、自 主防災とはちょっと離れますけれども、各団 体の人たちを、対策本部を立ち上げるとき に、その代表者なり担当者を一緒に入れて対 策会議を持つことができたらもっと早くス ムーズに連携が、各民間団体との連携がうま くいくのではないかなという気もしておりま す。御検討いただきたいと思います。

それと提言、提案なのですけれども、自主 防災組織の促進のために、防災・減災女性 リーダーの養成ができないか伺いたい思いま す。これは役場職員の女性管理職を中心とし て各自治会と連携して取り組み、女性が元気 に活躍する社会の実現ということで取り組む ことなのですけれども、なかなか男性社会だ けではなかなかそういう組織の、女性が半分 対象者にいらっしゃるし、防災訓練を通し て、自分も体験してわかったことは、やはり 女性のソフトな面でのアドバイスというかア イデアというか、そういうこともああいうと ころに衣食住が急遽そこにできるわけですか ら、その避難地域に。だからそういう女性の 目って大事です。今の役場は今担当者の女性 が、もちろん頑張っていらっしゃいますけれ ども、こういう各課を超えた広域の女性管理 職を中心とした、そしてそのメンバー、リー ダーが各88の組織に入っていくというか、 呼びかけてしていくという起爆剤的な、そう いう立場になろうかと思いますけれども、そ れも有効ではないかなと思いますが、どう思 われるでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。 〇級発課長(大野戦司君) お答さいなり

○総務課長(大野雅司君) お答えいたしま す。

防災・減災女性リーダーという、を創設し たいというお話でございます。

正直申しまして、検討したことがございません。ということですので、今お答えできるものは何も持っておりません。ただ、これが女性に限定するのがいいのか悪いのかという問題ですとか、あと役場管理職というお話もございますけれども、そこの部分は実際の災害のときには職務もあたっておりますし、通常で災害以外でも通常業務で管理職として活躍しております。という部分で、その辺のことも総合的に考えて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) どうか前向きに検討 していただきたいと思います。

全国ではそういうところもあるように聞い ておりますし、そういう先進事例もあろうか と思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、先ほどのアンケート、膨大なアンケートの中の協働のまちづくりについて、どのようなことが重要だとお考えですかという設問がありました。それに対して、答弁、町民の方から、日ごろから町長と町職員が、町長や町職員に接する機会をふやしてほしいと。お互いに理解し深め合う、お互いの立場を深め合って、そしてまちづくりに関する情報共有、発信、共有をしていきたいという項目がありました。やっぱり町長や町職員と接したいという御意見ですね。

それに対して、このたび議会でも5カ所、 65件の御意見をいただきました。5カ所で それぞれ大勢の方が集まっていただいたので すけれども、やはりその質問の半分以上は、 半分以上というか、7割方町長、執行者に対 する御意見が多かったように聞いておりま す。議長も獅子奮闘して答弁に、議長以下、 みんなが頑張ったわけでございますが、いか に地域住民の方々がいろいろな御意見を持っ ているのだなということも確認したわけであ りますが、そこで思ったこと、私が思ったこ とは、町民が町長に直接いろいろな意見を述 べて交流したいのだなということを感じまし た。そこで、町政懇談会のことですけれど も、自治会の人たちと町長とが過去2年間、 いろいろな事情で実施できませんでしたけれ ども、ぜひとも意見交換会を今後続けて町民 の直の声を聞く機会を、向こうも欲している ものですから、ぜひそういうふうにしたいと いうことを重要だというふうに答えておりま すものですから、今後過去2年はできなかっ たけれども、今後どのようになさるか伺いた い。それと自治会活動に対する町長のコメン トをよろしくお願いしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

○総務課長(大野雅司君) 町長コメントというお話でございますが、前段最初に私のほうからまちづくり懇談会等の現状につきまして御報告させていただきます。

まず町長とのふれあい懇談会でございますが、平成23年から始めまして27年まで5年間実施いたしました。昨年28年は、あの災害ということで、ちょうどその時期に災害が重なってしまいまして、災害の復旧時期と重なってしまいまして開催できずに、本年度におきましても町長の日程が込み合っていたことですとか、かつて5年間は医療と介護との連携システムですとか、自主防災組織の設立、第6次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等、その時々の大きなテーマに沿ってそのテーマについての懇談ということで開催させていただきました。

ことしについては、第6次総合計画のまち・ひと・しごとにつきましても策定が終わっておりまして、策定が終わっておりますし、医療・介護も順調に進んでいることから、たくさんの行政課題は抱えておりますが、特に自治会の皆さんに、町民の皆様に説明の場を設けたいテーマがなかったものですから、ことしについては年明けても開催しないというような判断で、実は1月号の広報にもその旨開催いたしませんのでということで載せる予定でおります。

ちなみに、平成23年度から開催しており ますが、それまではどういった町長との懇談 の場があったかと申しますと、現在もあるの ですけれども、まちづくり懇談会いうものの 開催を受けつけていると申しましょうか、呼 びかけております。これは町長との対話の場 ということで、いろいろな各種団体、連合自 治会ですとか、あるいはかつてはまちづくり 女性ネットワークの方ですとか、そういう方 といろいろな団体の御要請に応じて日程を設 定させていただいて、テーマを決めていただ いて、そのテーマに沿って懇談させていただ くと、そういうまちづくり懇談会というのを 設定しておりまして、今もそれは、その制度 はございまして、年に一回広報で周知させて いただいております。

ですから、昨年まで5年、おととしまで5年間実施していましたふれあい懇談会、昨年

ことしはございませんでしたが、これからでもまちづくり懇談会の要請があれば、1月でも2月でも、それはまちづくり懇談会として開催していきたいというふうに考えております。

ふれあい懇談会、まちづくり懇談会の最近 の事情は、以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 答弁、町長。 追加をお願いします。

〇町長(安久津勝彦君) 昨年ことしとの経 過含めて、総務課長から答弁をさせていただ いたところであります。

私は首長に就任したのは平成15年の5月 であります。前任の町長も実は懇談会という ことで、行政の側から各自治会と連携をとり ながら日程設定をして、そういうことをずっ とやっていたのですけれども、なかなか参加 者が少ないということで、途中で変更して、 先ほど言ったようなことで、私もそれを踏襲 して最初はともかくどんな団体でもいいから 要望してくれと、日程調整して出向きますよ ということで、就任当初は年に何団体か継続 していたのです。ところが、これもまたなく なってしまったということも、あんまり要請 もなくなったということもあって、先ほど答 弁したとおり、もう一回やっぱり町政懇談会 という形でやろうかということで5年間続け てきたということであります。

昨年は台風がありましたから、開催できなかったのですけれども、ただ現実問題としてやっぱり私も思っているのですけれども、行政の側で設定をし、もちろんテーマも含めてやって、ではどの程度の皆さんが集まってくれるのかなと。これはなかなか私どもは関係の課長なども連れていくのですけれども、なかなかそういう雰囲気も含めて、これがいいのかなと、ずっと5年間やってきて思っていたところであります。

できればやっぱりことしもちょっと日程的なことがあってできなかったのですけれども、できれば本当にどんな仲間同士でもいいですし3人、5人集まって、町長とこんなこ

とでちょっと意見交換したいねというのがあ るのだとすれば、気軽にどんどんこっちの広 報広聴を通じて、そういう要請をいただけれ ばどんどん出向いていく。場合によっては関 係する課長なども引っ張っていってという、 これが私はあるべき姿なのかなと、ある意味 ですよ、そんな思いもしてます。一番いいの は1カ所に大勢の町民の皆さん方が集まって いただいて、意見交換するというのが理想な のでしょうけれども、現実問題としてはなか なか時間等の設定も含めてなかなか難しい部 分があるなと。ややもするとやっぱり行政の 都合というか、時間帯の設定も含めて、そん なことに偏ってしまうという、そういう実態 もあるのかなという思いしているのですね。 ですからそういう意味では、もう地域の 方々、仲間内でもいいですから、この時間帯 なら集まれるよね、じゃそこに来てもらおう かという、これができないかなと思って、私 は思っているところであります。

いずれにしても、議員仰せのとおり、この 協働のまちづくりをしていく上ではやっぱり 町民の皆さん方とのコミュニケーション、これをしっかりとって、この町にとって何が課題なのか、どう何をすべきなのかということ も含めて意見交換する中で、そういうものが らかになってくることもあるのだというふ うに思ってますので、引き続きまたいろい な面から多方面から検討をさせていただい て、そういう機会を1回でも数多に 関催できるよう引き続き努力をしていきたい というふうに思います。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) 多方面からいろいろ な検討をしていただきたいと思います。

町民は、私たちが議会でやった限りにおいては大変待っていらっしゃるというか、どこかで話したい、聞いてもらいたいという、そういう強い熱意を今回感じたものですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次に行きたいと思います。

職員力に関することなのでございますが、 これはさっきの膨大なアンケートの結果、大 変本当に行政サービスについての町民個々の 意見としましては、その前に行政サービスを 向上させるために最優先に取り組むべき課題 についてというタイトル、設問がございまし た。それに対して町民の75%の方が町民に 親しまれる役場、雰囲気づくりがというのが 40%、それから来庁される町民に対する職 員の親切、丁寧な対応が35%ということ で、この2つを合わせると実に75%がこう いうことを求めているということがわかりま した。そして個々の御意見については、サー ビスですね、行政のサービス、職員の人の対 応については、現状で十分よいと、過剰な サービスは不要であるという御意見もありま した。よろしいという意見もありましたけれ ども、これから言うことはちょっと厳しい御 意見を二、三述べたいと思います。厳しい御 意見としては、行政サービスは何かを知らな いで仕事をしているのではないか。誰のため の仕事なのかを考えさせる教育が必要だと。 それから、説明するときに、説明不足な職員 が見られる。入りやすく相談しやすい役場環 境を目指してもらいたい。それから職員の適 正な人事配置、職員のコミュニケーション能 力の向上、高齢者に理解しやすい資料等の作 成と説明をお願いしたい。多くあったのは上 から目線で物事を進めたり話したり説明した りしている。自分が、もっと厳しいのは、自 分たちが間違っていても低姿勢で謝らない。 同じ庁舎内なのに全く連携が、隣ですね、で きてない。それともっと親切、笑顔で挨拶が 欲しいという、挨拶ができない方が多いとい う、要約しますと、挨拶と役場が入りづらい ということと上から目線というのが、物すご い項目の御意見がありましたけれども、これ は職員に限らず私たち議員に対しても、それ からいろいろな団体に対しても同じことだと 思うのですけれども、今回は職員力のアップ ということで聞いております。

そこで質問なのですけれども、役場にはみ

んなのメールがありますけれども、ここ5年間の件数と内容について差しさわりのない範囲でお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

Aメールの受付件数でございますけれど も、過去5年間、本年度は11月までのもの でございますけれども、25年以降の5年間 部分ですけれども、全部で37件でございま す。1年当たり5件から9件ぐらい参ってお ります。その中の6割ぐらいが施設整備に関 するものでございます。どこの道路を直して ほしい、どこの施設をどうしてほしいという 施設整備に関するものが6割ぐらい。それと いろいろな各種御意見さまざまでございま す。パークゴルフ場のルールからいろいろな 意見です。お考え、まちづくりに関するお考 え、自分のアイデアをまちづくりに取り入れ ていただきたいというのが3割ぐらい。約1 割が苦情ですね。苦情でございます。ですか ら、苦情は4件ございました。そのうちの4 件のうちの窓口の接遇に関するものは1件で ございます。ただこれらのほとんどというの は匿名でございまして、匿名でございまして ももちろん私どもとしては担当課に問い合わ せて、その事実の確認、指導等行っておりま すが、そのうちの4件のうちの3件について はその実態が掴めないものもございます。と いうのは、話の行き違いによる単なるものか もしれないということ。1件については、確 かにそういうことがあったのかもしれないと いうことで指導を行ったりとか、そういった ことがございました。それは具体的に申しま すと、窓口で不愉快な思いをしたというもの が1件、議員の前段の質問にあう形でお答え しますと、窓口で不愉快な思いをしたという のが1件ございました。それについては担当 課にももちろん通知いたしまして、そこで協 議指導したところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

〇8番(高道洋子君) 時間がないので急ぎ たいと思います。

どのような処理をしてどのように公表されているのか、ホームページでも公表できないものなのか、どうなのでしょうか。

処理の方法ですね。本人に返しているので すか。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

匿名のものについては、町民全体が意識し ていたり興味を持っているであろうなという ものに関しては、広報に掲載しているケース もございます。それは例えば、町なかで皆さ んが目につくような施設整備で気にされてい るようなところが直したほうがいいよ、直し てくださいという要望があって、ただ回答、 本人は匿名で来ているし、本人は回答を希望 していないのだけれども、これは載せたほう が町の皆さんに理解されて、あそこ直るんだ なと思っていただいたら安心していただける のでいいなということで載せたり、あるいは 回答を希望されていないのも半数でございま す。名前を実名で来ているのは、そうです ね、3割ぐらいが実名を書かれてきています る基本実名で書かれてきてないものについて は、回答ももちろんできませんし、回答もい たしません。それで実名で書かれてきていて 回答希望があって、それがほかの町民の方も 興味を持つというか全町民に共通の話題だな と思うものについては、広報に掲載させてい ただいております。広報に掲載しているのは 5年間で2件でございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) わかりました。

実名でない場合、実名というか、名前がない場合はなかなか返すにも返せないのかなという、ホームページなどに載せれないのかなという思いもありましたけれども、御検討願いたいと思い、次行きたいと思います。

民間のサービス業ではお客様アンケートを

実施することがもうほとんどそういうふうに やっております。顧客のサービス向上に努め ていますけれども、町が住民サービス向上対 策の一環として町民アンケート有効であると 考えますが、そのアンケートというのは窓口 に置いておいて町民が書いてそこの目安箱み たいのを置いておいて、そこに入れていって もらうという、今もその目安箱のようなもの があるのかないのか、設置は困難なのかどう なのか、できないのかお尋ねしたいと思いま す。

町民アンケートの中には、町長とか職員の人に意見を書けるメールボックスのようなものがあったほうがいいという御意見もありました。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

町民アンケートということですが、今のAメールが町民アンケートにかわる位置づけにあるのかなと思いまして、このAメールの様式につきましては、役場入った窓口のすぐのところにAメールの様式を立てかけております。ただポストは置いておりません。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- **○8番(高道洋子君)** ポストのことも今後 御検討願いたいと思います。やっぱり書いた ら入れるところがないと、なかなか大変なの かなという気がいたします。

先ほどの御答弁の中に、次なのですけれども、職員研修会につきまして、百四十数名といういろいろな研修会を町内外でやっているという御答弁がありましたけれども、この対象者というのは正職員なのか、その範囲をお聞かせ願いたいと思います。というのは、補助職員の、臨時職員の方も結構窓口の町民の方に接する機会が多いし、ひょっとしたら課によってはすごく多い課もあるのではないかなということから、補助職員も入って研修会をしているのかどうか。

- 〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。
- ○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

多く、ほとんどの研修は職員だけの対象でございます。補助職員、臨時職員につきましては対象といたしておりません。臨時職員については職場での上司からの指導、職場研修等において窓口対応ですとか、接遇について指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- ○8番(高道洋子君) 町民の人にしてみると、補助職員、臨時職員なのか町職員なのか 正職員なのかわからないことが多いと思います。それで、やはりできれば、補助職員の人も一緒に研修、年に1回でもいいから、そういう機会を与えてスキルアップを、正も臨時も補助職員もそういうアップ、対応力アップを図れるか、図ってほしいものだと思うのですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

専門研修は別といたしまして、職員として の年数の積み重ねでスキルをアップしてい く、そういった部分は別といたしまして、窓 口の接遇ですとか、そういった部分について は検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- **○8番(高道洋子君)** わかりました。よろしく検討していただきたいと思います。

それから、もう一つ、マニュアルですね、 接遇マニュアルというのがあるのかないのか わかりませんけれども、それは新人職員、新 人の人のために接遇の研修会があって、マ ニュアルがあって、それをお渡ししているの かもしれませんけれども、庁内対象者全員と 補助職員に渡すそういうマニュアルが、接遇 向上対策マニュアルですね、どうでしょう か。それを進めることができないか伺いま す。 〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

接遇マニュアルはございます。それは職員 の配付してございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- **○8番(高道洋子君)** では、補助職員の方にもお渡し願いたいなと思っております。それはあるということですね。それは全職員に配っている。
- 〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。
- ○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

接遇マニュアルはございます。ですが、全職員には配付されておりません。全職員の配付につきましては進めていきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- **○8番(高道洋子君)** 次に行きたいと思います。

国保病院はサービス業としまして、接遇対策に対してはプロ集団だと思っておりますが、町民アンケートでは手厳しい御意見もありました。病院の接遇対策の取り組み状況についてお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、病院事務長。 〇国民健康保険病院事務長(川島英明君) ただいまの御質問について、お答えいたしま す。

今プロ集団というお話がございましたので、非常に心苦しいところがあるのですが、 言うまでもなく病院というのはサービス業というふうに考えております。

当院は病院理念として掲げているのが、いたわりと思いやりの心を持ちやすらぎに満ちたぬくもりのある病院づくりを目指すということで、職員一同日々研さんに努めているというところでございます。

当院では年度当初に組織目標というのを掲げておりまして、その中でもこの接遇の改善

向上については最優先ということで進めております。具体的には、例えば患者さんや御家族、来訪者に明るい笑顔で挨拶すること、これは基本中の基本ということで、私も国保病院のほうに異動になりまして、春から秋ぐらいにかけて自転車通勤を今してます。その中で毎朝小学生の子どもさんに会うのですけれども、挨拶をしくれます。私のほうも挨拶を返すということで、非常に挨拶ひとつなのですけれども、ちょっと何というのですかね、心が晴れやかになるというか、そういう気分がよくなるというか、そういうような挨拶ではただできるものなので、そこが一番基本なのかなというふうに日々思っているところです。

この挨拶に限っていうと、病院では毎朝、 朝受付を開始するときに、来院者の皆様に朝 の挨拶ということをさせて、ずっとさせてい ただいております。

そのほか、身だしなみや態度ですとか、あと言葉遣いですとか、患者さんのほうから信頼されるマナーですとか、そういったことを身につけること。また、患者さんの立場に立ってお話を聞いて思いやりのある対応を心がけるというようなことで、職員一同が共通認識のもと進めて、取り組んでいるというところであります。

そのほか、年に、29年度は2回やるということで、これから計画しているのですが、 接遇研修というものを毎年やってございまして、それにおいても院内教育の充実ということをさせていただいております。

あと先ほど目安箱ということが出てきましたが、病院では御意見箱というのを置いてまして、それは1階と2階に二つ置いているのですが、そこの中に患者さん、来院者含めて御意見をいただくというようなことも行っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- ○8番(高道洋子君) 研修会はなさっていると伺いました。それと御意見箱はあるとい

うことで、差しさわりなければ御意見箱の件数はどのぐらいあるものなのかお聞かせ願います。

〇議長(吉田敏男君)答弁、病院事務長。〇国民健康保険病院事務長(川島英明君)お答えいたします。

まず研修の回数でございますが、私がちょっと今手元に把握している部分でいきますと、平成26年度が1回、27年度も1回、28年度も1回で29年度、ことしは2回行う予定をしております。

ちなみに参加人数は毎回50人から60人 ということで取り組んでおります。

また不参加者、どうしても業務の都合で出 られない方もいらっしゃるので、そういった 方につきましては、講師の先生の許可を得て ビデオ撮影等をさせていただいて、それを後 日各職場で見ていただくというような取り組 みをしております。

もう1点、御意見箱の投函状況でございますが、手元の資料では平成26年が7件、27年が2件、28年が3件、平成29年、今年度については現在のところ4件来てございます。残念ながらその多くは対応に対する不満ですとか御要望ということがほとんどでありますが、ことしは2件そういった御意見であったのですが、残り2件は肯定的な御意見をいただいているというような状況にあります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(高道洋子君) よい意見も御意見箱 の中にあったということで、頑張って、今後 とも向上対策に頼れる病院としてやさしい病 院、そして行きやすい病院ということで頑 張っていただきたいと思います。

先ほど総務課長のほうから研修は十分やっているというお話を伺いましたけれども、その研修というのはその場限りで、日々生きたいろいろなお客さんが、生きたというか、そういう方がいらっしゃる日々の中で、何か9月でしたか、先日の1階のある箇所で町民の

方が何か大きな声を出して何かトラブルが あったと聞いております。またその本人が私 たちのところにも参りまして、経過報告文書 でもってその文書をいただいたのですけれど も、それは私は現場にいなかったからわから ないですけれども、そういう、そういうこと がやはりどこかお互い誤解やら言い違いや聞 き違いがあったのではないかなというふうに 思いますけれども、しかしそういうトラブル というのは避けて、そしてそういう人はみん な口は持っているから結局よっぽど納得しな い限りあちこちに言ったり、人の口伝えに伝 わっていったりすることもあるものですか ら、そういうことの事後処理というか、そう いうことがあって、何年に一回ぐらいあるか もしれませんけれども、そのあった後の検 討・対策をどのように今回はされたのか、お 聞きしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

○副町長(渡辺俊一君) 9月に窓口のところで少し大きな声が出て、職員とトラブルとまでは行きませんけれども、なかなか意見が合わなかったというか、そういうことがございました。それで、いろいろと言われていらっしゃる方についての御意見もいろいろ聞きながら、その後、私のところにもみえられましたので、いろいろとお話も聞いて、実際にどうだったのかと、実際の中身はどうだったのかというようなことで、お話を聞かせていただきました。

なかなかこちらのほうで、町の対応としてこういうことですよということでお話をさせていただきましたけれども、そこの部分ではなかなか理解していただけなかった部分もございました。何度かお話しする機会持たせていただいて何とか理解していただこうかなという具合に思ってますけれども、まだいまだに十分に理解はしていただいてないというような状況になっております。

この件については、またこの後も理解していただけるようにお話をしていこうかなというように思っておりますけれども、なるべく

わかりやすく、先ほどアンケートの話ではないですけれども、なるべくわかりやすく、わかりやすいような資料でお話をするというのがやっぱり一番かなというように思っております。

今後もなるべく町民の方にはきちんと理解をしていただいて、大きな声を出さなくてもいいような、そういう対応をしていければという具合に考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- ○8番(高道洋子君) 大きな声出すほうも 大変なストレスを抱えるのではないかなと、 お互いに決していいことではないので、そこ は懇切丁寧に説明をお願いしたいと思いま す。

最後に、職員力向上対策に対する町長のお 考えをお聞きしまして、私の一般質問を終え たいと思います。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。
- **〇町長(安久津勝彦君)** お答えをいたします。

職員に対しましては、機会あるごととまではいきませんけれども、そういう機会を利用して基本的な姿勢、2年前の仕事始めのときにはともかく役場組織というのはやっぱり町民のための組織なのだということのお話もさせていただきましたし、それからこの役場庁舎新庁舎建てるときに、案内窓口の一本化という検討もした経過もあります。そのときに結果として、やっぱり1カ所につくるよりも職員一人一人がやっぱり総合窓口すなわち御用聞きできるような職員であってほしいるところでございます。

ただ、これもはっきり申し上げているのは、我々町民の皆さん方の御意見をよく聞く、ただ言いなりになれという意味ではないぞというお話もしてます。おかしなことを、間違っていることを仮に町民の方からそういう発言があった場合については、それはもう

よく公務員は公僕だとか何とか言われますけれども、それはおかしいものはおかしいという、こういうやり取りをしなければだめだよというお話をさせていただいているところであります。

できもしないことをわかりました、検討します、時間ください、これ一番信頼損ねることだというふうに思ってますから、まずともかく何かあった場合については、現場があるとしたらまずは現場、一緒に現場に行く、そしてどう対応できるのか、で、できないものはできないということをはっきり言ってくれと、こういうようなことを申し上げているところであります。

一番町民の皆さん方から信頼をいただける職員になるというのは、やっぱりコミュニケーション能力だというふうに思ってます。町民の皆さん方といろいろな機会を通じてキャッチボールをたくさんしていただいて、そしてお互い共通認識に立って同じ道に進むという、これが一番だというふうに思ってますので、また引き続きいろいろな機会を通じながら職員力のアップということについても、職員の皆さん方に指導なり呼びかけをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。 これにて、8番高道洋子君の一般質問を終 わります。

次に、7番田利正文君。

(7番田利正文君 登壇)

〇7番(田利正文君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

一つ目、里見が丘公園の位置づけと利活用 のあり方についてであります。

先日、津別町のランプの宿で、90分間の森林セラピーを体験してきました。津別町は、木と水を生かした地域循環型のまちづくりを目指して、自然財産・地域資源を守るだけでなく、観光誘致や雇用の創出などに有効

に活用すべく2009年から森林セラピー事業に取り組み、上里地区の森をノンノの森といい、その後この森が森林セラピー基地に認定されています。これを参考事例に、里見が丘公園の出会いの森で、足寄らしい取り組みができないものかと思っています。

里見が丘公園再整備基本計画、④出会いの森整備方針で、森の魅力・森とのかかわり、きっかけの場と位置づけて、4つの整備方針を掲げて、森の活用計画(ゾーニングの考え方)として5点挙げていますが、この計画を進めていく上で、以下の点についての考え方、計画を具体化し、この整備計画に取り入れることができないかどうか伺います。

1点目、森の活用計画の「生き物の森」で、生き物の生息環境に配慮・多様な生き物の住む環境づくりの中に、ニホンザリガニや在来魚種・水生生物・昆虫、里見が丘固有のチョウチョがいるという話も聞きましたが、ホタルが舞う水辺環境をつくるという発想や考え方について。

二つ目、出会いの森の活用計画の「活動の森」の中に、公園内に炭焼きをする場所を確保し、炭焼き小屋をつくり、炭焼き経験者のいるうちに技術の継承・後継者の確保、よい炭がつくれるようになったら町内外で販売するという考え方について。

三つ目、多様な生き物の住む環境づくりという計画からすると、足形公園のコンクリートの造作物を撤去し、自然のままの水辺に戻すことが必要と思うが、どうなのかですね。

四つ目、とりあえずは里見が丘公園の樹木・植生・歴史・地質・鳥類・昆虫・水生生物・魚類・環境などを語れるガイド養成プログラムを作成し、計画的なガイド養成プラス森林セラピー資格者を育成、将来的にはオンネトーも含む全町を語れるガイドをつくるという考え方についてはどうなのか。

五つ目、芝桜公園の現状と今後の見通しについて。また、うまくいかないならば、芝桜をやめたらどうかということについて、お聞きしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。 〇町長(安久津勝彦君) 田利議員の里見が 丘公園の位置づけと利活用のあり方について の一般質問にお答えをいたします。

里見が丘公園「出会いの森」につきましては、平成3年に生活環境保全林整備事業により、町有林を北海道が事業主体となり、森林の持つ国土保全機能に加え、保健機能を兼ね備えた森林として利用を図ることを目的に整備され、特に保健休養林という点では、整備当初より隣接する里見が丘公園との連続性から地域住民の憩いの場となることが想定されていたことから、里見が丘公園再整備計画を機に「出会いの森」を里見が丘公園に編入する中で、より利活用を図るための計画検討をあわせて行ってまいりました。

「出会いの森」整備計画に当たっては、森の自然資源の積極的な活用を図るべく、平成26年度に環境調査を実施する中で、一つに豊かな動植物に触れ合う場、二つに森の美しさを体感する場、三つに森林資源活用デモンストレーションの場、四つ目に足寄の財産として皆で育てる森の、四つの整備方針を掲げ、森の活用計画として現在の環境を保全しつ楽しむ「大径木の森」「生き物の森」、植樹や間伐体験等積極的にかかわる「活動の森」「四季の森」、現在の環境をベースに園路沿の魅力を高め歩きやすくする「散策の森」の五つにゾーニングをし、整備を進めることとしております。

1点目の森の活用計画の「生き物の森」に 関する利活用の考え方の質問ですが、さきに 述べた基本計画にあるように、現在の環境を 保全しつつ楽しむゾーンとして、生き物の生 息環境に配慮しながら、ゾーン内にあるひょ うたん池を核として積極的な利用促進につな げていく考えであり、田利議員からの御意見 も参考にさせていただきながら、今後の実施 設計の中で検討していきたいと思います。

2点目の「活動の森」の中に炭焼き小屋を つくり、炭焼き技術の継承、後継者の確保や 町内外へ販売する考えについては、現段階で はそのような計画はございませんが、今後の 実施設計の中で、町民の御意見も伺いながら 検討させていただきたいと思います。

3点目の足形公園のコンクリートの造作は 撤去し、自然のままの水辺に戻すことが必要 ではないかとの御質問ですが、足形公園につ きましては、北海道の砂防事業の一環で、治 山施設の下流域における景観づくりとして周 辺施設である里見が丘公園拡張整備と連携する中で、水辺で親しめる地域の触れ合いの場となるよう足形を模したコンクリート造にの設置による生息環境への配慮もなされている。 現状から、今後もこうした生息環境を維持しながら現状のまま引き続き水遊びができれている。 現状から現状のまま引き続き水遊びができれる はながら現状のまま引き続き水遊びができれただきながら現状のまますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

4点目の里見が丘公園等のガイドが可能な人材養成についての質問ですが、本町には商業的に自然ガイドを営んでいる事業体はありません。現在、オンネトー地区周辺の観光や環境保全のあり方について構想する町民組織のオンネトー魅力創造委員会がことしの5月に設立され、その中での意見としてガイドの確保が課題に挙げられております。しかし、ガイドの人材発掘、育成には専門的知識等が必要であることから、時間がかかりますので、環境省、北海道、関係団体等の協力のもと、観光と商業のかけ橋になるようなガイドの育成を目指していきたいと考えております。

5点目の芝桜公園の現状と今後の見通しについての質問ですが、平成28年第2回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、芝桜の生育状況の衰えや部分的にすき間や色あせ、さらには一部枯れている区域が目立つようになったことから、平成25年度から2年かけて土壌改良や客土、肥料施肥を行い、芝桜約4,000株を植栽し、現在もその維持管理に努めているところであります。

平成24年には北海道内でも有名な東藻琴

芝桜公園を視察する中で、管理方法についての指導・助言も受けてきたところですが、芝桜が定着するまでには通常で3年から5年程度必要と言われ、足寄町の場合は北斜面で日当たりが悪いことから、植栽した株が成長し満開になるまでには通常以上の年月が必要との指摘をいただいています。

本町市街地への玄関口でもあり、適切な維持管理を通じて、現区域の中で引き続き景観保全に努めながら、芝桜公園として維持継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、里見が丘公園の位置づけと利活用のあり方についての答弁とさせていただきます。

 O議長(吉田敏男君)
 再質問を許します。

 7番。

○7番(田利正文君) 今答弁いただいたわけですけれども、おおむね私の思っていることが検討されるという方向にとっていいのかなというふうに思っているのですが、なぜこの話をしたかということちょっと少ししておかないと、何ばかなことを言っているのだというふうな気がしてなりませんので、ちょっとお話をしておきたいと思います。

また長くなると怒られますのであれですけれども、先ほど住民課長が言われてました道東ブロック町内会活動研究大会というのがありまして、そこに私参加しました。その帰りにここの津別町のノンノの森の研修に行かさせてもらいました。初めてそこでガイドの方の案内で30分のコースを90分かけて回ってきました。一緒に行かれた方に、元森林組合長、元選挙管理委員長という方もいらっしゃいました。それで選挙管理委員長は、いや、俺は歩かないと、ここで待っていると言ったのですけれども、結果的には一緒に歩いたのです。歩いた結果、感想何かというと、いや、勉強になったと言ってました。

どんなことをなったのかというと、入る前にガイドの方から多少のレクチャーを受けて、そして血圧を測定して唾液のアミラーゼをはかっていくのです。その結果、帰ってき

た後にまた血圧測定をしてアミラーゼを測定するのです。その結果どうなるかということなのですけれども、私の場合ですけれども、血圧が少し下がりました。アミラーゼが428あったのが9まで下がりました。そういう森林セラピー効果があるということが実証されたのだろうというふうに思うのですけれども。

一番その中で感じたことは、ガイドの方が なるほどうまいこと言うなと思って聞いてま した。というのは、たかだか30分のコース です。小川があるところをずっとぐるっと 回ってくるのですけれども、その中に松があ りますよね。松があって、この木の松とこっ ちの木の松と少しだけとってくださいと、と るのですよ。とってこうやって見て、何の松 だかわかりますか。当然私はわかりません。 どう違うかわかりますか、違いわかりますか といったら、見てわかるかといったらわから ないのですね。したら目を閉じてくださいと いうのですよ。目を閉じて頬をこうやって、 その葉でなぜてみてくださいというのです よ。そしたら片方はチクッと痛いのですよ。 片方は痛くないのですよ。それ違いわかりま すね、感触で。それはこっち、痛いほうの松 が何とかという松です、こっちはこうですと いうわけですね。それを今度はぐっと絞って 潰してくださいというのですよ。潰すとどん なにおいしますかといったら、何と言ったろ う、虫をよける虫よけのにおいというので しょうね、そういうにおいがするのですね。 つまりそれが森林浴であったり森林セラピー に有効に作用する生物だと、成分の一部だと いうふうに思いますというふうに説明を受け たので、なるほどと思いました。そんなこと があったり、それから、そこに芽が生えてま すよねと、松の木が。なぜこれ地面に生えな いで倒木の上に生えているのでしょうかとい うのですよ。わかりますかと、誰もわからな いですね。もちろん元森林組合長はわかった のかもしれません。だけれども倒れた木の上 に種が落ちて芽を出すというのは奇跡に近い ですよねというのですね。その話で終わったのです。そしてしばらく行ったら、太い木があってこんなふうに根があって、真ん中空洞空いているのですね。なぜ空洞空いているのでしょうかと聞くのですね。わからないですね。さっき倒木更新と森林組合長おっしゃられてましたけれども、そのとおりなのですけれども、その倒木更新の倒れた木が腐ってしまってなくなったから空間空いているのですというのですね。それのためには数十年かかっているのですというのですよ。

そういう自然の森を大事にする。そしてそ こに入ったことによって、今皆さん方いろい ろな質問しましたけれども、それらを人間の 持っている五感で感じていただくと。そのこ とによって、ふだん職場で抱えているストレ スをここで軽減するというのが森林セラピー の目的ですというような話にいったのだと思 うのですけれども。すごくわかりやすかった のですよね。改めてそういう話をすると、こ んなことも言ってました。ふだん私が思って いた、考えていたことなのですけれども、そ れを、何というのだろうか、具体的にそこで 実践している人がいるということがすごいな と思ったのですよ。なぜかというと、観光の 面にちょっと絞りますと、ただ人数だけが来 てもらえば、例えばオンネトーならオンネ トー、足寄なら足寄だけに何十万人来たよと いうだけではだめなんだというのですね。来 ていただいたほうも、ただ来るだけだと駐車 場やトイレの整備費にお金がかかると。そう ではなくて、来てもらったほうも、それから 来たほうも参加したほうも、両方にメリット があるというような持続可能な観光のあり方 が必要だと思うと、私は考えていると、そう いうつもりで例えばといって、雲海ツアーっ てあるのですね。津別峠の上に行ったらすご い立派な展望台がありまして、そこから見る と支笏湖でないや、屈斜路湖だね。屈斜路湖 にかかる雲が下に見えるのですね。で、雲海 ツアーをやると。ただし、雲海ツアーに参加 するには、津別のランプの宿に泊まった方、

それから屈斜路湖のプリンスホテルに泊まった方、そこの二つからしか出発しないということになっているのですね。もちろん個人で行くのは別でしょうけれども、ツアーに参加していろいろ説明受けながら、そこで湧き水でつくったコーヒーを飲みながら雲海を見るなんてことに体験をするには、その二つのホテルから行くしかないというふうにしているのです。なぜそういうふうにしたか。つちずらなぜそういうからにしたか。からです。なぜそういうからにしたか。からです。なぜそういうないと困るのだということが発想の原点なのですね。当たり前だなと思ったけれども、なるほどなと思いました。

それからもう一つは、地域の農業者、林業者、酪農家の方と連携をしていて、正式には何といったかな、畑ツアーというのでしょうかね。畑ツアーというのを、こういうのをやっているのですね。

出発点はやはりこのノンノの森のところにあるネイチャーセンターから行って、畑ツアー、農民の方と、畑作農民の方と協力をいただいて、そして実際にこんなふうにふうにして作物がつくられているのだというところを体験してもらうということなのですね。もちろん足寄にいる人がそういうことをしたからといって喜びはしないと思いますけれども、観光客が相手だと思いますけれどもね。そんなことがありました。

それで、1点目のところに入るわけですけれども、森の活用計画のところに、言いましたけれども、五感で感じると言いましたけれども、五感の中には触れるとか嗅ぐとか聞くとか、そういうのもありますね。それで、里見が丘公園の散策の森、あるいはこういらいますね。そのコースの中に、例えばの話ですけれども、ブドウですとかなっりますね。そのコースの中に、コクワですとか、マタタビですとかヤマナシだとか、クリだとかカシスだとかなどをところどころに植えてはどうかと。あまりにも人工的に過ぎたらだめですけれどもね。自然の範囲で、見れる範囲で植えたらどうかと。そう

すると、後で言いますけれども、里見が丘公園に来られた、キャンプに来られた方で散策の森回ってみたいというと、ただ行っておいでというのではなくて案内しますよと。そしてそのときに、その時期によりますけれども、ヤマブドウ味わってもらうということもできるのではないだろうかという思いがあるのですね。

その点についてはどうでしょうか。これ ちょっと文書に出てませんでしたけれども。

○議長(吉田敏男君) ここでちょっと答弁 調整をさせていただきます。

2時半まで、2時半再開といたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後 2時18分 休憩 午後 2時30分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を 再開をいたします。

経済課長、答弁。

〇経済課長(村田善映君) お答えいたします。

その前に、時間をとらせてしまって大変御 迷惑をかけました。

質問内容の実のなる木の植樹の関係だと思うのですけれども、ちょっとかなり年代が古くて全部が全部資料が集めることが、ちょっとこの時間内でちょっと難しかったのですけれども、種類としてはブルーベリー、それとキイチゴとハスカップということで、これにつきましてはまちづくり協議会というのがありまして、そこで植樹祭を開いたときに植栽したというような形でございます。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

○7番(田利正文君) 今の件ですけれど も、植樹祭がどの場所でやられたのかという ことをちょっと気になって調べたのですよ ね。担当の方からこういう大きいのをもらっ てきて、自分でボールペンでここに川がある よと引っ張ってやったのです。そして、その

中に植樹祭やった場所も入れました。そして 何でこんなことをしたのかというと、こうい うことなのです。水辺、自然に近い水辺をつ くるというふうにすると、川の上流部、ここ でいえば佐野川でしたっけ。佐野川のいわば 主流ですね、のところの上にあるところの、 いわば山の尾根のところでしょうか。そこの ところから水がだんだんしたたり落ちてき て、その川に集まってくるというふうになる のだと思うのですけれども、そこのところに どんな木が植えられているのかということ気 になったのですよ。植樹祭に使うのはこれま では全部落葉樹ですよね。もちろん担当の方 から聞きましたから、これは経済林だからそ うはいかないのだという話聞きました。それ もわかります。

それで、この川の線を引っ張ってみて、そ の上流部に可能ならば落葉樹を植えていただ いて、そしてきれいな水を大量につくっても らうと。大量といくかどうかわかりませんけ れども、佐野川の川の状態ですからね。あの 水が少しでもふえて、なおかつもとの、私は 知りませんけれども、もとの川の状態まで戻 れればいいのかなと。そして、茂喜登牛だっ たでしょうか。名前忘れたが農家の方。うち の後ろにホタルが飛ぶんだよねという農家あ りました。一回見にいきたいなと思いながら いまだに行けてないのですけれども、そうい うところもありますし、それから、上大誉地 の農家に行くところの橋渡るところに小さな 川があるのですけれども、それと佐野川ぐら いだと思うのですけれども、そこにカラスガ イがいるという話もしてました。今度は来 て、とってもいいぞとかと言ってましたけれ ども。そういうのが実際に足寄の中でもあり ますから、多分そういったことが復元できる だろうと私は思いがあるのですよね。できれ ば復元したいと。

そして、例えば津別の森とは規模は違いますけれども、里見が丘は里見が丘の散策の森らしくそれなりに再生が可能でないだろうかという思いがありまして、それに近いものに

したいなというふうに思ってます。

そして、キャンプ場の管理人の方がこんな話をしてましたけれども、どこだかの大学の先生が生徒さんを連れて、虫とり網を持ってチョウチョを追っかけているのだそうです。それは里見が丘にしかいないチョウチョだということのようなのですけれども、本当かいてませんけれども、そんな話もありましたので、そんなことで、ぜひ具体化を、1点目のところ、実施設計の中で検討させていただければと思いますと書いてありますので、ぜひその中で具体化、あるいは議論を深めていただきたいなというように思います。

2点目、3点目は、ごめんなさい。2点目 ですけれども、町民の意見も伺いながら検討 させていただきたいと思いますという答弁で したけれども、これも私の記憶ですから定か ではありません。管理人の方にお聞きしたの ですけれども、今3町で炭はつくられてない というふうにお聞きしました。それで、前は 浦幌でつくっていたというのもあって、今は どうかちょっと私わかりませんけれども。で きれば、その3町の中に炭焼き小屋のつくり 方、炭焼きをやることのできる技術の持った 方、経験のある方のいるうちにそれをつくっ て、ぜひその技術も継承しておく必要がある のではないかという話をされてましたので、 そうだなと私も思いましたので、ここで取り 上げたのです。ぜひそれも実施設計の段階で 議論を深めていただきたいというふうに思い ます。

三つ目は、わかりました、そういうことだから撤去はできないということがわかりました。

それから四つ目の、とりあえず、とりあえずと私はあえて頭につけたのですけれども、 里見が丘公園だけ、例えばあそこに700人 以上の方がキャンプに来られるといいますか ら、その方たちに、そしたら下にある森を 回ってみないかいと。例えば私がガイドしま すよというようなことで、ガイドの方がボラ

ンティアで何人が登録していてもいいのでな いかと思うのですね。そのときに役場の担当 の方に聞いたのだけれども、例えば里見が丘 の植栽、どんな木があるのか、樹齢、最高樹 齢何ぼの木があるのかだとか。あるいは、川 にはどんな水生昆虫がいるのかだとか、ある いはトンボやチョウはどんなのがいるのかだ とか、あるいはどんな花が咲くのかだとか、 あるいはどの月にはどういう花が咲いて、あ るいはどの月にはどういう実がなるのかとい うようなことまで、何か資料があるだろうか といったら、いや、ありませんとなりました からね。だからこれちょっと大変だなと思い ました。それらが全部資料として残っていれ は、あれば集めて、それだけわかっただけで も違いますよね。歩きながら、ここの木はこ れですと、こんなふうに言えます。

津別行ったときにびっくりしたのですけれども、1200年、樹齢1200年のハルニレの木があるのですね。僕ら見ている前に、何だっけ、あれは。エゾリスでないし、テンかな、横歩いていくのですね。そういうのが見れますから、運がよければですけれども。そんなことも含めて、話すことができる資料が必要だなというふうに思ったのです。

多分、多分私の想像ですけれども、町長の 答弁にもありました。オンネトー魅力創造委 員会の中で議論されているだろうと私思った のですけれども、ガイドの確保が課題に挙げ られておりますとなっております。多分私が 今言わんとしているようなことをオンネトー 魅力創造委員会か、の中でも多分議論されて いると思うのですね。オンネトー散策したと きにも、一回私参加したのですけれども、大 学の先生が案内してくれました。先生いわく 木のことを自分の仲間みたいな言い方するの ですね。こいつはとかと、これはとかと言う のですよ。ノンノの森行ってもガイドの方が 言ってました。こいつはねとかと言うのです よ。つまり自分の部下みたいな言い方をする のですよ。例えばの話なのですけれども、一 緒に行った選管の委員長がここにいるの足寄 の町議だからと言ったらしいのですね。だからここに木が、去年の台風で倒れたのですって。その横を見てくださいと。このライン木がぎゅっと伸びているのですね。この部分がすごい伸びているのですよ。1年間で。これだけ要は老木が倒れたことによって、俺の出番だといって若いやつがぐっと伸びるのですって。足寄町議会もそういう老害がなければいいですけれどもねなんて言われてしまいましたけれどもね。そんなことを言ってました。

そんなようなことを里見が丘に限って説明することも可能ではないのかなと。例えばオンネトー全部語れといっても無理でしょうし、雌阿寒岳も含めて語れといってもなかなか難しいでしょうからね。里見が丘だけに限って何人か、古い方、現役をリタイヤされた方で話せる方がいらっしゃるだろうと思うのですね。それにペーパーで何枚か資料つくってあげれば、これはこうだよと多分言えるのではないかと思うのですよ。

そういうのがあれば、私手を挙げます。こ の指とまれ。そんな感じがしますので、ぜひ 検討していただきたいなというふうに思いま す。

それで、4番目のところで、とりあえずはと言いましたけれども、将来的には全町的にというふうにあえて私書きました。それで、オンネトー魅力創造委員会の共通点もあるだろうと思いますので、ソフトの面でそういうのをつくるという準備をされているのか、あるいはしようという発想があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

〇議長(吉田敏男君)答弁、経済課長。〇経済課長(村田善映君)お答えいたします。

まずはオンネトーの今現在進めております 魅力創造委員会の検討している材料の中で、 ガイドの確保、これが第5回、6回ぐらいの 委員会の中で話し合われております。

オンネトーというのは、雌阿寒あったり、 この雌阿寒地区とオンネトー地区、この周辺

を一帯的に行うものもさておいて、実はこれ 今現在名称変更なりましたけれども、阿寒・ 摩周国立公園という名称変更になったきっか けとなった平成28年ですね、国立公園の代 表として阿寒国立公園満喫プロジェクトとい うのが認定されまして、環境省のほうで5カ 年で整備計画をする方針で今現在進めてま す。その一環として阿寒湖畔、それとオンネ トー地区、この周辺一帯をどのように結びつ けてどういうふうなことをしたらいいのかな という一環で足寄町としては、そしたらオン ネトー地区がどういうふうなことをすれば観 光等含めて営まれるかということを思って5 月に設立して、今現在動いているわけなので すけれども。まずもってはオンネトー地区周 辺を観光できるガイド、これに対するようや く今、それが大事だねという言葉が出たわけ なので、これからです、具現化になって具体 化になっていくのは。ましてや、その中でも 出ているのは、先ほど田利議員がおっしゃっ ているように、やっぱり専門的なものもやっ ぱり知識の中に入れておかなければならない ということもありますので、ただ一緒に歩い ていって、いいね、いいねでは、これはどう もみんなと一緒になってしまいますので、 やっぱり先ほど一つ言っていたことの中に、 来る人も、そこにいる私たちもともに学んで いくということが大事だとおっしゃってまし たよね。だからそういったことができるよう な人材、これがやっぱり確保しなければなら ないということは、これからスタートしてい くというか、実際はこれからどうしていくか ということに対して皆さんと話し合っていく ということなので、先ほど言ったように、と りあえずは里見が丘はどうなのだと、一定の 知識を持っている人が本当に身近にいれば、 その人はどうなんだということはあるかもし れないのですけれども、そこについては観光 面含めて、行った場合も含めてなのですけれ ども、まずそこはちょっと二の次になってし まうといったら失礼なのですけれども、まず 最初にオンネトーの部、これから徐々に、

徐々に今度市街地を結びつけながら全町、こ こに担っていける部分が、いるかどうか。

それとあと里見が丘公園の再整備に伴っての部分については、これからだと思うのですけれども、ネイパルも一体化になった整備の形になってくると思いますので、そうすると、北海道、道教委かな、そういう人たちの部分に対しての、要は教育的なものとしてが必要なのか含めて、これから検討していくということも含めながら行っていますは大いなということで、うちとしてはまずは考えていまけられどいうことで、全体的には一足飛びというか、時間がかかるということを認識しながら進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

〇7番(田利正文君) 話はよくわかりま す。それで、あえてとつけたのですけれど も、ネイパルありますし、博物館ありますよ ね。館長さんも含めてそれぞれプロの方がい らっしゃいますので、そこからレクチャー受 けて里見が丘の範囲というだけに区切った場 合のガイドというのでしょうか、案内役とい うのでしょうか。まずつくってみる、やって みるということも必要なのではないかという 思いがあるのですね。それがだんだん大きく なっていってネイパルでやっているやつと合 体できるような全町的になれば最高だと思う のですけれどもね。そういうふうには持って いくのはかなり難しいですか。里見が丘だけ と限った場合には。オンネトーを語らなくて もいいと。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(安久津勝彦君) 私のほうから少し お話をさせていただきます。

まず里見が丘公園の再整備計画をつくるに 当たっては、再整備検討委員会というものを 立ち上げて九州大学演習林、それから今お話 あった動物博物館の館長先生、関係者集まっ て、それから林関係の岐志会の方もここに参 集をしていただいてこの基本計画をつくった ということであります。

そういう中で、より具体的に田利議員がそ ういったいろいろな専門家も足寄町内にはい るわけだから、そこを有機的に結びつけて、 まず里見が丘公園で何かできないのかという 御提言ですけれども、もう一つあるのが、実 は御案内のとおり実は足寄町の職員であった 佐野君というのが、実は役場を退職してまさ しくそっちのほうに行きたいという、そうい う意欲を持って今研さんに努めているという ことであります。彼はまたオンネトーの魅力 創造委員会のほうにもかかわってくれている のですが、里見が丘公園は里見が丘公園でこ れは町民の財産で、これはもう本当に有効活 用していこうということで再整備計画を立て た。そして先ほど経済課長から答弁させてい ただいたとおり、オンネトー地区がそういう 状況になっているものですから、これまた魅 力創造委員会の中でいろいろな議論をした。 これやっぱり結びつけていくというのが肝要 だというふうに思ってます。

それから今現在もう一つその資源としてあ るのは、今地域起こし協力隊で今うちで抱え ている協力隊、これ実は森林レクリエーショ ンのインストラクターの資格を持っている人 間もいるのです。彼もいろいろなところで山 の案内だとか、そっちの方面でも活躍してい ただいてますから、そういう今ある人的資源 も含めて、この再整備計画も含めて、あるい はオンネトー含めてうまく結びつけて、これ また一つのまちづくりの観点、あるいは観光 振興の点で、そういう下地は少しずつ芽生え てきているなというふうに思ってますから、 そこら辺うまく結びつけてこれからの整備、 再整備含めてまさしく答弁したとおり、今後 の実施設計の中でも当然議員からいただいた こともしっかりと受けとめながらやっていき たい。

あえて私個人的に言わせていただきます と、まさしく炭づくりというのは実はこれは やっぱり私自身もやっぱり足寄の中で、そういう技術を継承していく、これは採算ベースでいきますと、これ採算あわないからみんなバタバタ、バタバタやめていったということです。しかし、そういう技術も継承していくということも、これは採算ベースというのはちょっと横に置いてもそういった体験の場ですとか、そういうのはこれはちょっと魅力ある取り組みかなというふうに思いますので、その点もちょっと前向きに検討させてもらいたいなと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

〇7番(田利正文君) わかりました。どう ぞよろしくお願いをいたします。

最後ですけれども、芝桜公園の状況、答弁 書の中では時間がかかるのだと、北斜面だか らというふうに指摘もいただいていると書い てありましたけれども、率直な現状、今の管 理体制の中で、きちっと再生できるというふ うに考えられているのでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(増田 徹君) 里見が丘公園の 芝桜のところなのですが、先ほどの一般質問 の答弁にもありましたとおり、3年から5年 通常でかかりますよということで、うちの担 当といたしましても、ちょっと月日はかかる のですが、完全復活を目指して維持管理して いきたいというふうに考えてますので、もうしばらく時間をいただければなというふうに 考えております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

〇7番(田利正文君) 今の答弁ですけれど も、今のやり方で十分時間があれば再生する というふうに確信持っておられるというふう にとっていいのですね。

はい、わかりました。ありがとうございま す。

もし、それがうまくいかないのだったら と、次の話をしようと思ったのですけれど も、それはやめます。 2点目に入ります。

安全安心な住みよいまちづくりについて。

私が見分し体験した以下の点について、現 状での考え方と今後の計画について伺いま す。

一つ、国道から旭町4丁目に下りおりる入り口に街灯1基設置できないか。

2点目、上芽登集落センターに向かう穴ぼ こだらけの町道の補修、もしくは全面改修計 画はあるのかどうかですね。

3つ目、自治会から要望も出ている旭町母 と子の家改修計画はあるのかどうか。

4つ目、はるにれ団地の住宅物置内の燃料 タンクを外に移動できないか。居間の流し台 を部屋の中央から壁側、北もしくは西側に移 動できないか。

5つ目、西町4丁目、5丁目佐野川の、これ正式に何というかちょっとわかりませんでしたけれども、木柱塀と書きましたけれども、木の棒が立っているのですね。あれがあっちゃこっちゃ壊れているのですね。それの補修・改修計画はあるのかどうか。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(安久津勝彦君) 安全安心な住みよいまちづくりについての御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目の国道から旭町4丁目におりる 入り口に街灯を1基設置できないかにつきま しては、街路灯などの設置につきましては、 当該自治会からの要望を受け現地確認を行い ながら対応してきているというのが実情でご ざいます。

御指摘の場所についても旭町4丁目の自治会を通じて要望いただいた上で設置を検討させていただくということで、これはこちらのほうからも連絡をとりながら、実現すべきなのかどうなのかは今後検討させていただきたいということとさせていただきたいとうふうに思います。

次に2点目の上芽登集落センターに向かう 穴ぽこだらけの町道の補修もしくは全面改修 計画につきましては、町道上芽登原野線の補修ということになりますが、ここの部分につきましては平成21年度から平成22年度にかけて部分的損傷が激しい区間から総延長で約2.5キロの舗装補修を実施してきております。また平成29年度から平成36年度にかけて、残りの路線についても随時補修をしていく予定ということでございます。

なお、町道の改修及び補修につきましては、国や道からの補助事業がなくて町単独費での対応となることから、財政的な問題からも補修での対応とし、全面改修については現在のところ困難だというふうに思っているところでございます。

3点目の旭町母と子の家の改修計画につきましては、第6次足寄町総合計画の後期計画、平成32年度から36年度までの間で建てかえをするということを計画しているところでございます。

4点目のはるにれ団地の燃料タンクの移設につきましては、冬の降雪対策と盗難防止のために施錠できる物置内に灯油タンクを設置しているもので、移設するためには配管を施工しなければならず、また他に適当な設置場所もないため困難であります。

また流し台の移動という御質問でございますが、近年の住宅建設では家族とのコミュニケーションがとれることから対面式キッチンが主流となってきております。このことに加えキッチンを中央に配置することにより冷蔵庫、食器棚等を置く壁面のスペースを広く確保できることから、キッチンを中央に配置をしているところでございます。入居されている方には個人個人の好みの間取りがあろうかとは思われますが、入居者個人に合わせた改修は困難であります。

次に5点目の西町4・5丁目の佐野川の木柱塀の補修・改修計画はとの質問でございますが、佐野川の木柱塀につきましては、河川管理者である北海道が管理を行っていることから、補修要望を行っていきたいというふうに思っております。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げまして、田利議員の安全安心な住みよいまちづくりについての質問の答弁とさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君)再質問を許します。7番。

○7番(田利正文君) 1点目ですけれど も、確認という感じになるかと思いますけれ ども、旭町3・4丁目自治会から要望があれ ば検討するということでしょうか。そういう ことですか。(「もう既に連絡してます」と 呼ぶ者あり)要望はないということですか。

(「今のところ来てないです」と呼ぶ者あり)ないということですか。

それでもう一つ聞きたいのですけれども、例えばあそこを使用しない方はわからないかもしれません。あそこをおりて入っていこうと思ったときに、夜行ったらわかるのですけれども、3本道路あるのですよ。建設会社の物置場というのでしょうか、作業場でしょうか、作業場でしょうか、作業場でしょうか、作業場でしょうがある、取りでは路があるのですよ。では2000ですよ。ででは2000ですよ。ででは2000ですよ。ででは2000ですよ。を行くとね、見えなくて。今は2000ですよ。で行くとね、見えなくて。今は2000ですよ。を行くとね、見えなくて。今は2000ですよ。を表すいなという気がするのですけれども、を走ってみてください。なれてない人本当おっかないです。それがあったので出しました。

それでもう一つお聞きしたいのは、例えば 下愛冠4丁目で今材木積んであるところ、材 木というか、木を切り出して積んであるとこ ろありますよね。太陽光発電パネル並んでい るところの、一番端っこのところでもう町営 住宅、誰も住んでないところにまだ街灯があ ります。あの街灯を持ってきてつけかえるこ とは難しいのでしょうか、そういうことは。

○議長(吉田敏男君) 暫時休憩をいたします。

午後 2時57分 休憩 午後 2時58分 再開

〇議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を

再開をいたします。

7番。

○7番(田利正文君) 済みません、私の考え方が甘かったようですけれども、申しわけありません。

4点目なのですけれども、答弁では、近年 の住宅建設ではと書いてありますけれども、 行ってみてまず見てくれと言われたから、私 見てきたのです。あれ6畳あるのか8畳ある のかちょっと私わかりませんけれども、真ん 中にちょうど出っ張っているのですね、流し 台のあれが。だからちょうどせっかく6畳な ら6畳、8畳なら8畳ある間取りが区切られ てしまうのですよ。確かに対面でもっと広い 居間ならば対面式の流しもいいのかもしれま せんけれども、私が行ったお宅は高齢者だっ たものですから、テーブルを置いてソファを 置いているのですよ。座ったり立ったりしや すいように。そうするとカニ足で歩かないと 通れないのですよね。それでこれはちょっと ひどいのではないかという話があったから私 見てきたのですけれども、なるほどなと思い ました。あれがもしここに私の家みたいに西 側の壁か北側の壁に流しがついているのなら もっと6畳か8畳か知りませんけれども、居 間がもっと使い勝手がいいのではないかなと 思いました。それが1点です。

もう一つは、物置内、物置といったって狭い物置ですよね。そこに多分90リッタータンクだと思うのですけれども、タンクが置いてあるのです。そこに車のスペアタイヤを積んで、そしたら後はタイヤの上には置けますけれども、タンクの上には置けませんよね、物を。灯油入れに来るわけですから。あれ、これはちょっと無駄だなと思って、空間が。だからあのタンクをどこか外に出せて施錠、できるなら施錠できるような方向にできないものかなと思ったのですよね。

それからもう一つは、あれと同じやつをまたつくるわけですよね。今度の新しくつくる 町営住宅も同じになるのだったらば、今から でも間に合うのなら、その二つの点について は改善できないのかという思いがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

〇建設課長(増田 徹君) 公営住宅の関係 ということで、キッチンだとかの回りはもう 既に建ててしまった部分については、これか らの改修というのはかなり難しいかなという ふうに考えてはいます。なので、それは無理 だと思うのですが、これから建てる部分につ いては、住んでいる方々のアンケート等で やっぱりこの対面のキッチンは使いづらいの ですだとか、こうしてほしいのですという要 望が多くあればそういうふうに変更する検討 はさせていただきます。ただ、少ない人数で ここをやっぱり北側の流しにしてくれとかと いう1軒1軒の要望というのにはこたえられ ないので、総体的に大きな意見として上げて いただければ、その辺の検討はできるかなと いうふうに考えております。

灯油タンクにつきましても、そういう形で移動はできるのですが、先ほど来盗難だとかいろいな形で出てきて、またそのまま外側に持っていってしまうと雪だとか何だとかで除雪だ何だというのもあるので、いい場所がもし見つかればそっちに移動するということも可能なのですが、現在のところはちょっと難しいかなというふうに、意見は伺って改修の検討はしますけれども、ちょっと無理かなというふうに思いますので、御理解のほどお願いしたいなと思います。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

○7番(田利正文君) 1件今の件でちょっと確認したいのですけれども、検討するということは設計段階、設計段階と言わないな、これから建築するわけですから、まだ間に合うということですね。直す必要があるというふうに判断した場合には直せるというふうに捉えていいのでしょうか。 (発言する者あり) もう終わり。直らないということですか。今のところもう直す余地はないということですね。 (「来年以降」と呼ぶ者あり)来

年以降になるということですね。わかりました。

それからタンクですけれども、見てきましたら入り口のところは置けませんか。あそこスペースがあるというふうに私は見たのですけれども。両側に2個ずつだったらば、4個ですから2個ずつタンク置けばできるのでないかという思いしましたけれども、スペースとしては。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

〇総務課長(大野雅司君) お答えいたしま

今度置いたところは狭いという苦情も出る かもしれないという想像はつきます。

それと配管も結構な長さ必要で、コンクリのところ配管していかなければなりませんので、配管の、将来にわたる欠損ですとか、あと万が一、私も想像しましたら、廊下には今度逆にほかの方の通行の邪魔になるのに出せないでしょうし、ちょっと難しいかなというふうなことで図面を拝見いたしました。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

○7番(田利正文君) 今の件ですけれども、外側にといった件ではどうですか。そこにスペースがあるように私は見てきたのですけれども、それはないですか。4軒入ってますよね。入り口が両方から、西側と東側から入るわけですから、それぞれの入り口に2個ずつタンクを置けばいいというふうになるわれですけれども。配管は廊下を導管で配管して配管の上に被覆をすると、傷つけられないように、というふうにしたらできるのではないかと思ったのですが、それは無理ですか。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

〇総務課長(大野雅司君) 実はこういった 形状の設置は南団地から始めておりまして、 これは先ほどから、先ほど町長の答弁で申し ました冬の降雪のときに雪のかぶらないとこ ろ、そして施錠できて、最近盗難事件もござ いますので、そういった部分からそうなって おりまして、外に出すと雪かぶってしまいま すので、今田利議員おっしゃるところだと雪がかかりますし盗難の心配もあると思うので、そこは入居される方の賛否それぞれかと思っております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番。

〇7番(田利正文君) これで全部質問は終わりましたので、最後に要望だけしておきたいと思います。

里見が丘公園の関係でお話ししました、ぜ ひガイドの件ですね。町の姿勢もあると思い ますけれども、例えばさっき私言いましたけ れども、里見が丘の件に関して言えば、あそ こに関する植生なりいろいろな資料をそろえ るということはできるのだと思うのですよ。 それは担当者の方に聞いても、いや俺はわか らんと言われてましたから、多分一人ではわ からんと思うのですね。だからそれぞれの担 当課の方が資料を出してくれれば集まるので はないのかなという思いがあったものですか ら、そこからでもまず手をつけたいなという 思いがあります。そのことも実現するよう検 討願いたいというふうに思いまして、最後に 町長ぜひその点1点、お願いをして私の質問 を終わりたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(安久津勝彦君) 先ほども答弁の中でちょっと触れさせていただいたとおり、そういうガイドが必要だよね、あるいはそういう面もあるよねということですから、当然ガイドがいたから全部できるなんてことにはなりませんから、議員仰せのとおり、そのためのいろな資料も当然必要となってくるわけですから、それは当然町の役割として管理する役割、そしてそういった部分も少し時間はいただくことになるかもしれませんけれども、できるだけ早くそういった資料の整備などについても前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。 これにて、7番田利正文君の一般質問を終 えます。

次に、2番榊原深雪君。

(2番榊原深雪君 登壇)

○2番(榊原深雪君) 議長のお許しをいた だきましたので、一般質問通告書に基づきま して質問をさせていただきます。

高齢者の運転免許証自主返納者への支援対 策としての取り組みについて。

足寄町の10月末の人口は7,063人、 そのうち65歳以上の方の人口割合がふえて、高齢化率38.3%となっています。

最近、全国各地で高齢の方の交通違反、交通事故が増加する傾向となり、平成29年3月12日から75歳以上の運転者の免許更新時や認知症機能低下が原因と思われる一定の違反をした場合に受けなければならない認知機能検査等が厳格化されました。このことから、高齢者の運転免許証を返納する方がふえてきています。

しかしながら、足寄町で生活するにはなく てはならない車を運転してきて、自分の足の ようにされてきた方にとっては、はかり知れ ない苦渋の選択であろうと思われます。

現在は、患者輸送バスやあしバス、通院の ための乗り合いタクシーなどの施策はありま すが、運転免許証自主返納者支援策としての お考えについて、次のことを伺います。

①運転経歴証明書発行手数料を助成するお 考えはありますか。

②他の自治体で導入しているタクシー運賃 助成制度については、町内全域をカバーする ことが可能で、個別の利用目的や要望にも幅 広く対応できますが、足寄町における取り組 みへのお考えはありますか。

③シニアカー(ハンドル型電動椅子)は、 介護保険によりレンタル料の1割の2,00 0円から3,000円で利用できますが、介 護保険の適用がない健常者にもシニアカーを レンタルできるようにし、買い物や老人クラ ブ活動に積極的に出かけられるよう仕向け、 運転免許証を返納した後も健康年齢の引き上 げになるような方法を講じるお考えはありま すか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。 〇町長(安久津勝彦君) 榊原議員の高齢者 の運転免許証自主返納者への支援対策として の取り組みについての一般質問にお答えをい たします。

高齢運転者にかかわる交通事故の情勢につきましては、全年齢層の死亡事故件数が減少傾向にあるのに対し、75歳以上の運転者による死亡事故件数は横ばい傾向で、その占める割合が増加するなど厳しい状況にあります。

今後も75歳以上の運転免許保有者数は増加していくことが見込まれており、高齢運転者による交通事故防止対策は喫緊の課題となっております。

国においては、交通事故防止対策の一つとして道路交通法を改正し、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習制度が新設されるとともに臨時適正検査制度の見直しが行われ、本年3月12日から実施されております。また、近年では高齢者の運転免許証自主返納を促進するため、さまざまな取り組みが各自治体において行われており、平成29年4月現在、道内では22市町村、十勝管内では4町村が自主返納支援のための各種施策を実施しております。

御質問の1点目、運転経歴証明書発行手数料の助成につきましては、手数料相当額1,000円を助成するもので、道内施策実施市町村においては最も多い支援内容となっております。本町におきましても、今後の高齢者交通安全対策の一つの課題として前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目のタクシー運賃助成制度導入につきましては、免許証を返納しても高齢者が安心して暮らせる環境を整備することが重要であり、タクシー運賃への助成は移動手段確保対策の一つでもあり、道内では免許証自主返納施策として5市町村が実施しております。

市街地以外の交通空白地帯として位置づけられる地区に住まわれている方への支援策と

してタクシー運賃助成制度の導入は大変優位 な施策であると思いますが、運転経歴証明書 発行手数料への助成と同様、今後検討してま いりたいと考えるところでございます。

次に3点目のシニアカーを介護保険の適用がない健常者にもレンタルし、運転免許証返納した後も、健康年齢の引き上げになるような方法を講ずる考え方につきましては、シニアカーは買い物や散歩など高齢者の行動範囲を広げる有用な移動手段であり、介護保険制度の福祉用具貸与種目の対象であることから急速に普及しておりますが、健常者に対するとからは高額になりますことから、運転免許証自主返納支援施策として実施する考えは今のところございませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議長(吉田敏男君)再質問を許します。2番。
- **○2番(榊原深雪君)** 1番と2番の答弁に際しましては、前向きな御答弁いただきましてありがたいと思っております。

最初に1について、運転経歴証明書発行手数料の助成額は、町が1,000円を助成するという呼びかけをすることは、家族が問題意識を共有し家庭内で話し合いをするきっかけともなり、家族が納得しながら進めていくという効果が期待できますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、住民課長。
- **○住民課長(松野 孝君)** 町長が御答弁申 し上げましたとおり、運転経歴証明書につき ましては、本人の確認書類となるものであ り、今後導入に向けて検討してまいりたいと 思います。

あと各種施策を実施している市町村が全国 的にも、あるいは道内におきましても、近年 高齢者の交通事故の防止をするという観点か ら年々増加していることが事実でございま す。

それで、確かに特典を設けて運転免許の自 主返納を促進するということは、交通事故の 事故防止対策の一つとして実施することはよろしいことであるのかとは思いますけれども、積極的にやっていいものかと一瞬私どもが、私としてもそういう施策なのかどうかということ、ちょっと自問自答しているところでございます。

あと、実際高齢の方が免許証の自主返納を ためらう理由といたしまして、平成27年度 に行われた警察庁の委託事業の結果なのです が、車がないと生活が不便になってしまう。 それと車を運転する楽しみが失われるため、 返納しないんだという例もございますことか ら、積極的にやっていい事業なのかどうかと いうのは先ほど申しましたとおり、ちょっと 悩むところではございますけれども、運転免 許証、経歴証明書の取得につきましては1, 000円、小さな額といったらちょっとあれ なのですけれども、町の負担にもそうそうな らないものですから、新年度に向けて協議検 討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 2番。

○2番(榊原深雪君) 昨日も他の町だった のですけれども、御主人が88歳、助手席 乗っておられた奥さんが86歳ということ で、道路が滑っていて欄干に突っ込んで川に 落ちて奥さんが重体という事故が起きており ます。きっと、そういう家族の方もふだんか ら心配しておられたと思います。

自治体のほうから、どうぞ自主返納してくださいという進めていくには大変だと思いますけれども、やはり家族の話し合いの場にその助成額が、先ほども申しましたように、話し合いの場になって説得できるような状況になればいいなと私は思っております。そうでないと、若い方に逆に負の財産を置いていくような形にもならないとも限りませんので、本当に前向きに御検討いただければいいなと思っております。

それで2番目のタクシーの助成額のことで したけれども、やはり十勝管内でも2町は やっております。それで、やはり健常者の方も前向きに引きこもりにならないように、お年寄りの方が生き生きと暮らせるように外へ出て、こうやっていろいろなクラブなどにも参加できるように、この券が有効に使われるといいなと思っておりますので、中身のほうは詰めていただければいいなと思っております。

以前、ことしなのですけれども、地方創生特別調査委員会で東京の回帰センターという、ふるさと回帰センターというところへ行ったのですけれども、やはりお年寄り、東京にいらっしゃる方も結構電車賃の助成とかもあるのですけれども、やはり自然の中で暮らしたいという高齢者の方が田舎に移住するということを多く見受けられました。私たちの町に移住していただこうと考えたときに、果たしてそのお年寄りの方がそういう便利な支援を知っているだろうかと、そこでちょっと考えたものですから、この質問に至ったわけなのです。

それで、今申し上げましたように、高齢者を支援する事業効果が期待できると思いますけれども、そこのところのお考えもお聞きしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、住民課長。

○住民課長(松野 孝君) 先ほど申し上げました平成27年度の警察庁の委託事業において行われたアンケートの結果をちょっと申し上げますけれども、自主返納者のために必要な支援は何が必要ですかという問いに対して、要するに交通手段に関する支援の充実を求めているものが40%以上を占めている結果になっております。

その支援の内容につきましては、コミュニティーバス、あるいはタクシーの割引券をいただけたらということになってございまして、あと当然運転の目的についても高齢者の方が自動車を活用、運転するのは買い物が最も多くなっている。あとは仕事、あるいは送迎、病院等の通院にも目的として使用しているということでございます。

運転免許証を返納すれば確かに移動手段がなくなるものですから、道内でこの支援施策を実施している市町村におきましても、バスへの補助だとかタクシーの助成券を配付したりという交通移動手段の確保という施策を実施しているのが現状でございます。

これにつきましては、今後そのような施策 を実施することも検討してまいりたいと思っ ております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 2番。

O2番(榊原深雪君) あと、十勝バスの利用なのですけれども、バス賃がすごく私たち高齢者にとってはそんなに安いものではないと思います、帯広まで行くのにね。専門病院に行こうと思ったときに、往復バス賃を払って行くということは大変なことだなと私は思っております。そして移動手段として、帯広着いたとしたも病院に行くまでタクシーを利用したりしなければなりませんし、大変だと思うのですね。

十勝バスに関しましては、すごく足寄町でも交付金がおりて、そして助成金も出されて、交通弱者の方に大きな支援をされておりますけれども、それに乗車率を上げるためにも高齢者の方に十勝バスの助成金、タクシーと同等な額でも結構だと思うのですけれども、バス停まで行くときにもタクシーの利用できますけれども、少しでも乗車率を上げようと思ったときに、バス利用に際しての助成というのはお考えはないでしょうか。お聞きいたします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

〇副町長(渡辺俊一君) お答えをいたします。

タクシー運賃の関係でございますけれど も、足寄町内においては郡部においては、患 者輸送車があって、病院だとか、それから買 い物ですとか、患者輸送車とは言ってますけ れどもその使途については特にどういうよう なことでも乗ることができますよというよう な形で、週に2回から3回というようなこと で、毎日ではありませんけれども、そういった部分ではちょっと不十分な部分もありますが、バスが通っております。

また町の中もあしバスが走って、これもまた自分の好きな時間に好きな場所にすぐに行けるとかということではありませんけれども、そういう形で車が走っていると。そのほかに足寄町独自でいろいろな対象の方それぞれいらっしゃいますけれども、いろいろな形で交通の足を確保するといった部分では支援をしてきているというような形になってます。

また社会福祉協議会ですとか、それからNPOですとか、そういったところでもそういう移動のための支援を行ってきているというような形でありまして、町の中でもそういう支援はされているというようなことも含めて、タクシー運賃などの助成というのも検討しなければならないのかなというように考えております。

あと十勝バスでありますけれども、十勝バスもバスの活用のほうもやはり今後進めていかなければ、運賃の補助ですか、補助のほうもかなり金額が高額になっておりまして、そういった意味では帯広だとか、隣町そういったところへ行くための手段としてはこれはやっぱりなくてはならないものでありますので、やはりなるべく多くの人に活用していただいて、存続をずっとしていけるような、そして利用していただければ、またある意味、町からの補助も少なく済むのだろうなというように思っております。

そういった意味で、活用していただくための支援というのも、また別な方法で考えていかなければならないなというようには思っておりますけれども、今段階では高校の通学だとか、そういう部分の補助だけにとどまっているのかなというところでありまして、現状の中では例えば通院だとか、そういったお買い物だとか、そういうことで帯広に行ったりとかして帯広の中でもまたその後の交通手段いろいろとお金もかかりますけれども、今段

階ではそこの部分での支援というのは町としては今のところ考えていないというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 2番。
- **〇2番(榊原深雪君)** 先ほど御答弁いただ きました1番と2番に関しての前向きな答弁 いただいておりますので、くどくは申し上げ ませんけれども、こういう時代が来たのだな という思いでいっぱいです。そして、ドライ バー自身の事故原因としては操作・行動ミ ス、判断・予測ミス、認知ミスが考えられま す。操作・行動ミスではABSやブレーキア シストなどの車両側の支援でカバーができて おります。今後もさらに進化発展していくも のと推察されます。認知ミスの対策としまし ては、昨今流行の衝突防止システムなどが挙 げられております。しかしながら判断・予測 ミスに関しましては、今なお車両側からも交 通インフラ側からも十分な事故防止の支援 策、支援対策は講じられておりません。です ので、先ほどのような支援策をお願い申し上 げたわけです。

この質問に関しましては、最後に町長から の御答弁をいただきまして終わりたいと思い ますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。
- **〇町長(安久津勝彦君)** 先ほど来からそれ ぞれから答弁しているとおりであります。

本当に前向きに検討していきたいなと思ってますけれども、ただ制度設計上、例えばタクシーの利用上、これちょっと制度設計、事前にもちょっと打ち合わせしているのですけれども、では運転免許証の返納者だけでいいのという問題含めて、そしてましてや足寄町というのは区域が広いわけですから、どの程度の助成でいいのかだとか、これ制度設計上はかなりちょっと頭を悩まさなくてはいけないことかなと思っているところであります。

1点目のこの返納のかかわる経歴証明書、 これはもう額的にもそんな大きな額ではあり ませんから、これはある意味容易に制度設計 は可能かなと思っているのですが、やっぱり 2点目のタクシー運賃助成というのはやっぱ り先ほど副長からも答弁したとおり、足寄町 におけるいろいろな交通機関、患者輸送バス も利用できますよ、場合によってはスクール バスもいいよ、それから町の中でいけばコ ミュニティーバスも走らせてますよというこ とも含めて、そしてやっぱり一番は行きたい 時間に行けないという、車持っていれば好き な時間に行って好きな時間に帰ってこれるわ けですから、こことの兼ね合いを含めて本当 に交通事故の防止のためには本当に対策とい うのは手段としては有効な手段だなというの はあるのですけれども、一方では実際にどう 制度設計をして実行に踏み切るかというとこ ろでは相当頭を悩まさなかったらちょっと難 しい部分、これはもう財政的な問題もありま すから、そんなこと含めてこれからしっかり と検討させてもらいたいなというふうに思い ます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。 これにて、2番榊原深雪君の一般質問を終 えます。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程 は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月14日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時31分 散会